

**第 5 次沖繩県観光振興基本計画
改定版**

平成 29 年 3 月

沖繩県

沖縄県観光振興基本計画

目 次

I 総 説

1	計画策定の意義	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	計画の目標	2
5	目標フレーム	3

II 沖縄観光の現状と課題

1	沖縄観光にかかわる外部環境	4
	（1）国内市場の動向	4
	（2）海外市場の動向	7
	（3）アジア太平洋地域における観光地の動向	10
	（4）国内観光政策の動向	11
2	沖縄観光にかかわる内部環境	13
	（1）入域観光客の動向	13
	（2）観光地としての整備状況	18
	（3）県民の観光への意識	24
	（4）県内の政策動向	27
3	今後10年間で対応すべき沖縄観光の課題	30
	（1）観光地間の国際競争に対する対応	30
	（2）環境問題に対する対応	30
	（3）基幹産業としての役割の発揮	30
	（4）継続的な観光基盤の整備推進	31
	（5）観光に対する県民理解のさらなる促進	31
	（6）観光振興に資する人材育成の推進	31

Ⅲ 基本方向

1	目指す将来像	32
	（1）将来像	32
	（2）達成イメージ	32
2	ターゲット市場の考え方	33
	（1）国内	33
	（2）海外	33
3	将来像実現の核となる3要素	34
	（1）島の海・森・生物多様性 —自然—	34
	（2）島の歴史・文化芸能 —文化—	34
	（3）島の安全・安心・快適性 —人・環境—	35
4	施策の基本方向	35
	（1）多様で魅力ある観光体験の提供	36
	（2）基盤となる旅行環境の整備	36
	（3）観光産業の安定性確保	36
	（4）効果的なマーケティング	37
	（5）推進体制の再構築	37

Ⅳ 施策の展開

1	多様で魅力ある観光体験の提供	38
	（1）沖縄版自然観光の推進	38
	（2）沖縄版文化観光の推進	39
	（3）多様なツーリズムの展開	40
	（4）MICEの振興	41
	（5）品質保証	42
	（6）地域の特色づけ	43
2	基盤となる旅行環境の整備	45
	（1）交通網の整備	45
	（2）宿泊施設の安定確保	46
	（3）情報インフラの整備拡充	46
	（4）観光産業にかかわる人材育成	47
	（5）観光地としての景観形成	48

(6)	ユニバーサルデザインの推進	48
(7)	観光危機管理の対応強化	49
3	観光産業の安定性確保	51
(1)	観光収入の確保	51
(2)	関連産業への波及効果の増大	51
(3)	雇用の維持・確保	52
(4)	責任ある産業体形成	53
4	効果的なマーケティング	55
(1)	迅速性の高い市場調査と適切な分析	55
(2)	戦略的な市場開拓	55
(3)	沖縄観光のブランド構築	56
(4)	実効性あるプロモーション	56
5	推進体制の再構築	58
(1)	協働の場づくり	58
(2)	県民との共創による観光まちづくり	59
(3)	客観指標に基づいた政策決定	60

V 圏域別の基本方向

(1)	北部圏域	61
(2)	中部圏域	62
(3)	南部圏域	63
(4)	宮古圏域	64
(5)	八重山圏域	65

VI 成果の測定

1	成果指標	66
2	計画の見直しスキーム	66

参考資料

- 1 沖縄県観光振興基本計画改定（案）諮問書 67
- 2 沖縄県観光振興基本計画改定（案）答申書 68
- 3 沖縄県観光審議会委員名簿 69
- 4 沖縄県観光振興条例 70
- 5 沖縄県観光審議会規則 72

I 総説

1 計画策定の意義

沖縄県では、観光を県経済のリーディング産業と位置づけ、沖縄県観光振興条例（昭和 54 年条例第 39 号）第 7 条に基づき、昭和 51 年度より 4 次にわたり観光振興基本計画を策定[※]し、基盤整備等を進めてきた。また、あわせて、平成 14 年に国が策定した沖縄振興計画における分野別計画として 3 次にわたる観光振興計画を策定し、具体的な取組を進めてきた結果、現在、国内有数の観光・リゾート地としての評価を得ている。

しかしながら、近年は世界的に不安定な経済状況や新型インフルエンザなどの世界的流行、紛争やテロの発生、さらに東日本大震災などさまざまな影響を受ける形で入域観光客数が伸び悩んでいるほか、長期的にも現在の主要市場である国内人口の減少が想定されるなど、沖縄観光は厳しい状況を迎えつつある。また、世界的に観光振興と環境保全の両立への要請が急速に高まる中で、沖縄観光としても早急な対応が求められるなど、沖縄観光を取り巻く環境は大きな転換点を迎えている。

そのため、持続的に沖縄観光を維持・発展させ、更に今後とも沖縄観光が県経済を牽引し、わが国の経済発展にも寄与していくためには、国内外市場の戦略的開拓や環境と共生する観光地への展開、沖縄観光ブランドの構築などに積極的に取り組んでいく必要がある。

2 計画の性格

本計画は、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画を踏まえつつ、沖縄県観光振興条例第 7 条に基づき、観光の振興に関する基本的な方向を明らかにするために策定するものである。

また、本計画は県及び市町村などの行政機関や観光協会などの地域組織、各種業界団体など観光関係者のためだけの行動計画ではなく、県民をはじめ

※ 昭和 51 年度に策定された「沖縄県観光開発計画」は、昭和 54 年の「沖縄県観光振興条例」の策定により、「沖縄県観光振興基本計画」と改められた。

とした沖縄観光に関わるすべての人が認識すべき 10 年後の沖縄観光のビジョンを指し示す計画であり、各主体が協働してそのビジョンを着実に実現するための基本方針を示すものである。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 か年とする。

4 計画の目標

本計画は、沖縄県観光振興条例が示す観光の意義と本県の特徴を踏まえ、長期的視点に立った沖縄の観光振興に向けた課題を整理した上で、観光の振興によって真に美しい豊かな郷土の創出を目指す施策を推進するとともに、沖縄全体の今後の目指すべき姿を指し示す沖縄 21 世紀ビジョンで掲げる「世界水準の観光リゾート地」の実現に向けて、沖縄観光が国内外に広く認知される基盤を構築することを目的とする。

なお、各施策の目標値となる基本的な指標を設定し、時宜を得ながら検証を行うことにより、計画の進捗状況や施策効果等を踏まえた適切なフォローアップを実施する。

5 目標フレーム

本計画に掲げた諸施策を積極的に展開することにより、以下に掲げる目標値の達成を目指すものとする。

(平成 33 年度達成目標)

項 目	単位	(新) 目標値 (~33年度)
(1) 観光収入	兆円	1.1
(2) 観光客一人あたり消費額	円	93,000
空路客	円	(105,000)
国内客	円	95,000
外国空路客	円	147,000
外国海路客	円	28,000
(3) 平均滞在日数	日	4.5
空路客	日	(5.2)
国内客	日	5.0
外国空路客	日	6.0
外国海路客	日	1.0
(4) 人泊数(延べ宿泊者数)	万人泊	4,200
うち国内客	万人泊	3,200
外国空路客	万人泊	1,000
(5) 入域観光客数総数	万人	1,200
国内客※1	万人	800
外国客数	万人	400
うち外国空路客	万人	200
うち外国海路客※2	万人	200

※1 国内客については、県外空港から国内線を利用して、沖縄県へ来訪する外国人観光客(国内トランジット外国人客)を含む。

※2 外国海路客については乗務員を含む。

Ⅱ 沖縄観光の現状と課題

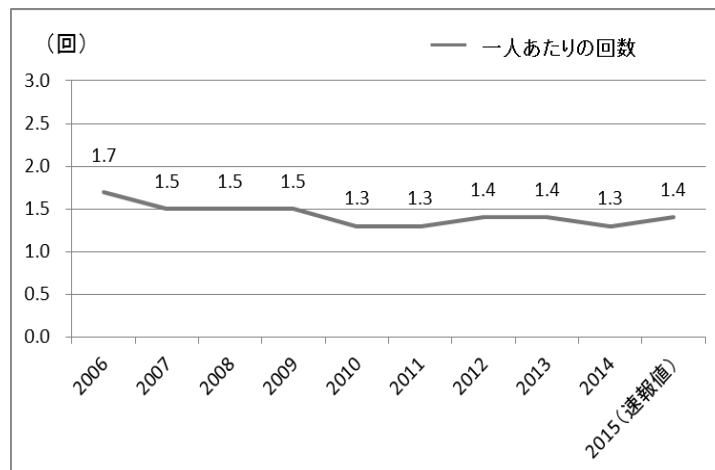
1 沖縄観光にかかわる外部環境

(1) 国内市場の動向

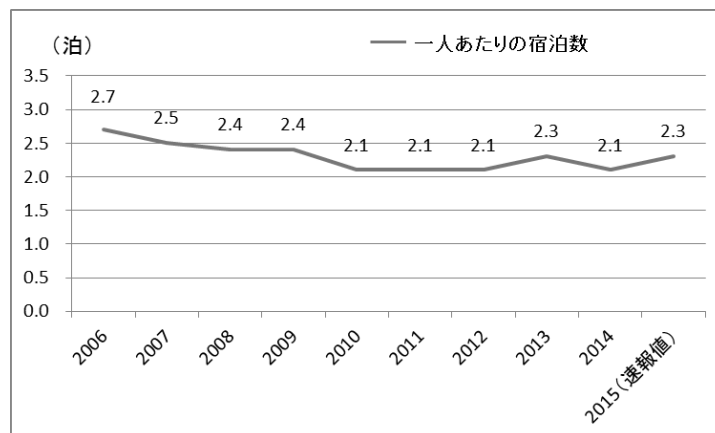
ア 国内旅行の動向

2015年における国民一人あたりの年間国内宿泊旅行回数は1.4回、宿泊数は2.3泊となっており、ともに漸減傾向を示している。

(年間国内宿泊旅行回数)



(年間宿泊数)



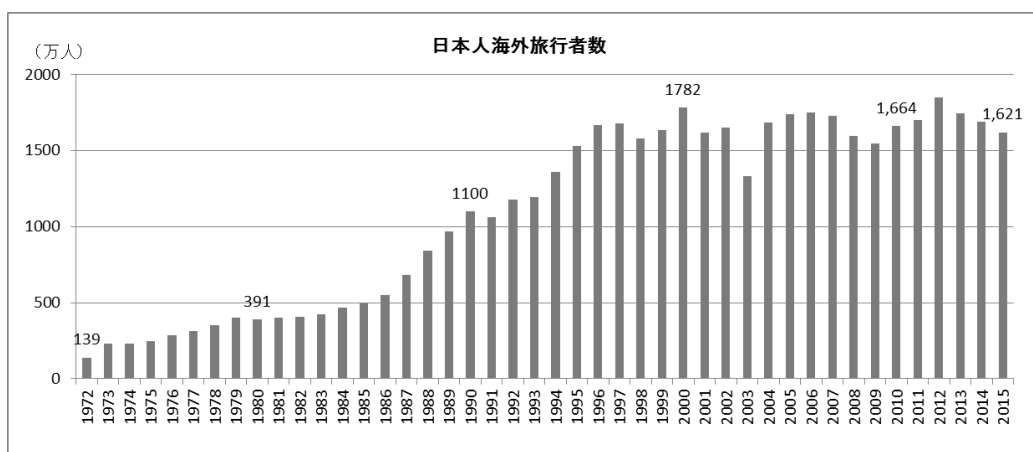
資料：国土交通省 観光庁「平成28年版 観光白書」

イ 海外旅行の動向

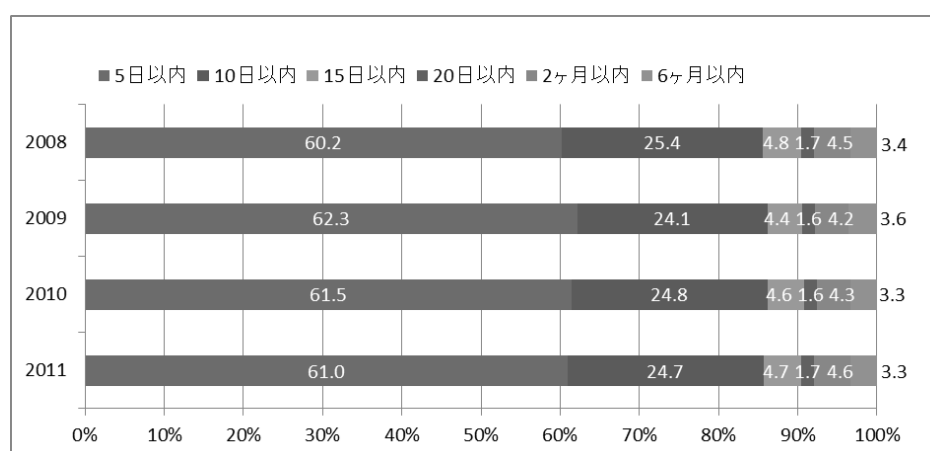
2015年における日本人の海外旅行者数は1,621万人、前年比4.1%の減少となり、12年以降は減少傾向となっている。これまで海外旅行者数は、1980年代の経済成長に伴い急増したが、1990年代半ば以降はほぼ横ばい傾向を示しており、SARSの流行や景気変動などの外的要因によって年ごとに変動を繰り返している。

また、日本人の海外旅行での滞在期間は2011年で5日以内が61.0%、10日以内が24.7%、15日以内が4.7%となっており、2008年以降4年間の推移において若干の変動があるものの、15日以内が全体の約9割を占めている。

(海外旅行者数)



(海外旅行の滞在期間)

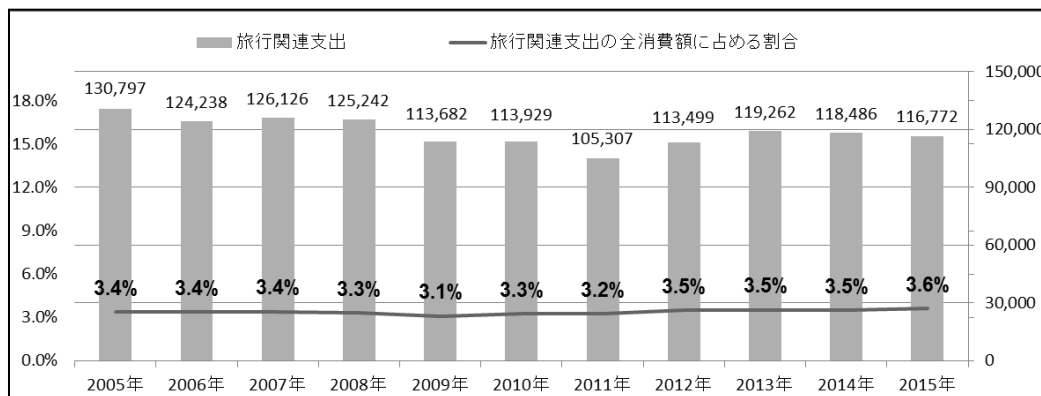


資料：国土交通省 観光庁「平成23年版 観光白書」、「平成24年版 観光白書」

ウ 旅行消費の動向

2015年における国民一世帯あたりの旅行関連支出は11万6,772円となっており、支出額並びに全支出に占める割合のいずれも横ばいで推移している。

(国内宿泊旅行の年間消費額)



資料：総務省統計局「家計調査」(二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く))により、観光政策課において作成。

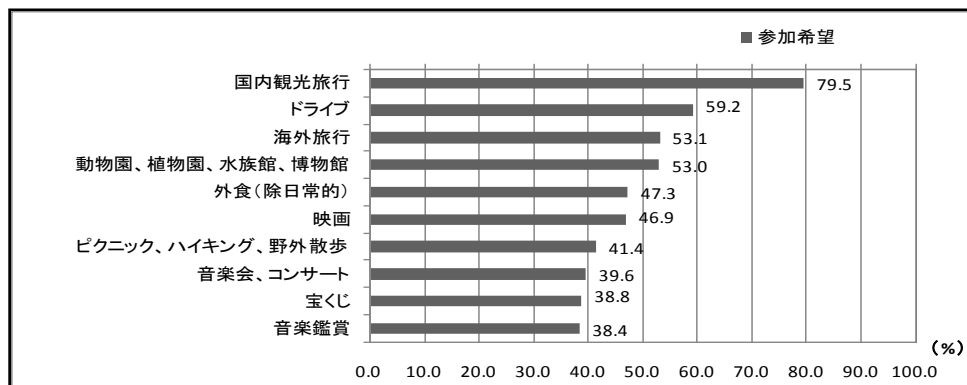
旅行関連支出とは、「宿泊費(宿泊料、パック旅行)」、「交通費(鉄道運賃、航空運賃、有料道路料、他の交通)」、「旅行用かばん」に支出した額

エ 旅行に対する意識

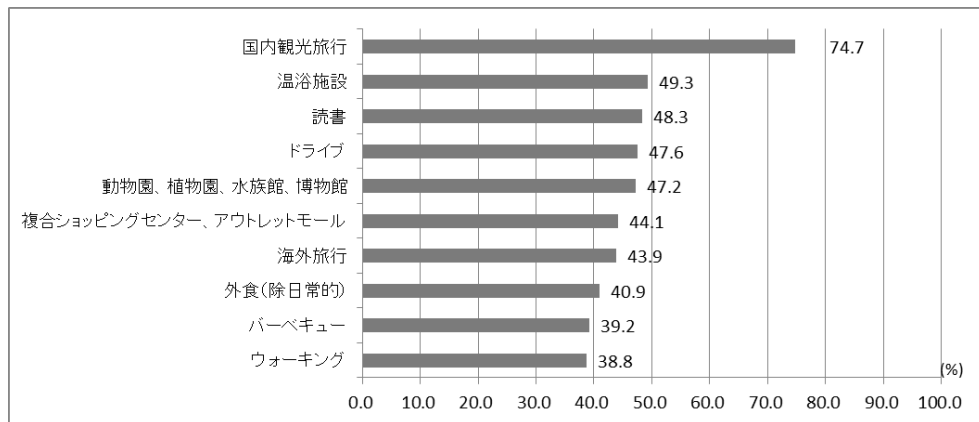
国民のレジャー活動に対する参加希望で、国内観光旅行は2010年79.5%、2014年74.4%で両年とも第1位。海外旅行は、2010年53.1%で3位、2014年43.9%で7位と旅行への参加希望は、比較的高いものの旅行意識は低下している。

(余暇活動に対する参加希望率 上位10位)

2010年



2014 年



資料：公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書 2011、2015」

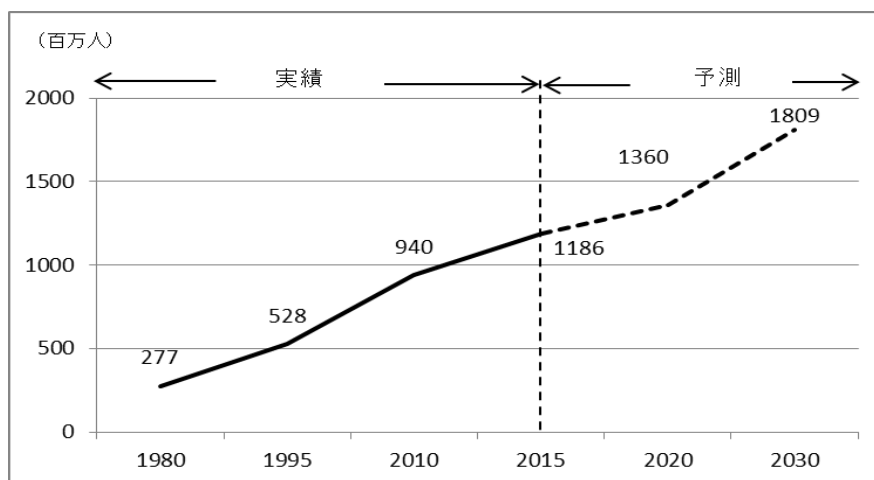
(2) 海外市場の動向

ア 世界の国際観光の動向

国際観光客数は、政情や経済状況、安全、衛生、災害などに左右されながらも右肩上がりに伸びており、1980年の2.77億人から2015年には11.86億人まで達し、今後も更なる増加傾向が予測されている。

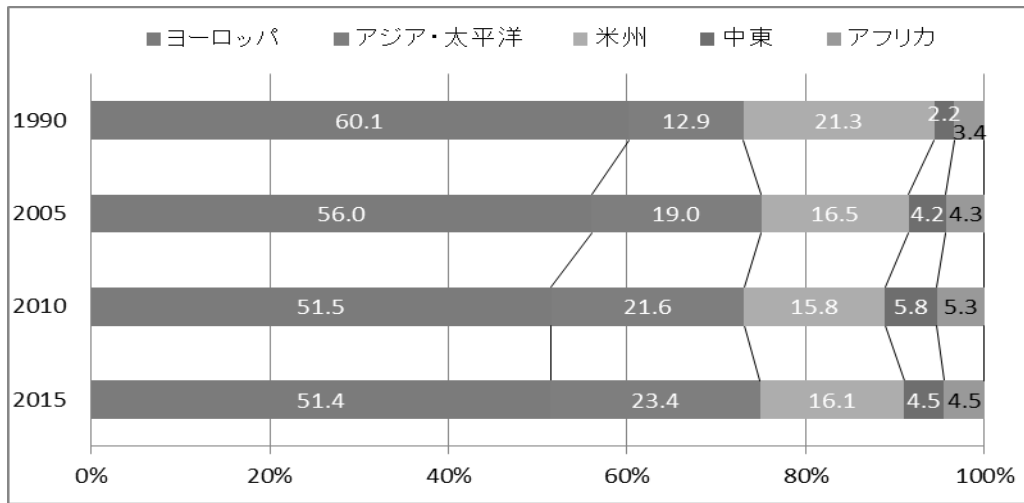
国際観光客受入数の地域別シェアは、依然としてヨーロッパが過半数を占めているが、過去10年間では減少から横ばい傾向にある。これに対し、アジア・太平洋は、2005年に19.0%であったが、2015年は23.4%にまで拡大しており、特に著しい成長を見せている。

(国際観光客数)



資料：日本政府観光局「国際観光白書 2016」、世界観光機関 (UNWTO)

国際観光客受入数の地域別シェア（1990年-2015年）



資料：国土交通省観光庁「平成 28 年版 観光白書」
世界観光機関「UNWTO Tourism Highlights 2016 Edition」

イ 訪日外国人の動向

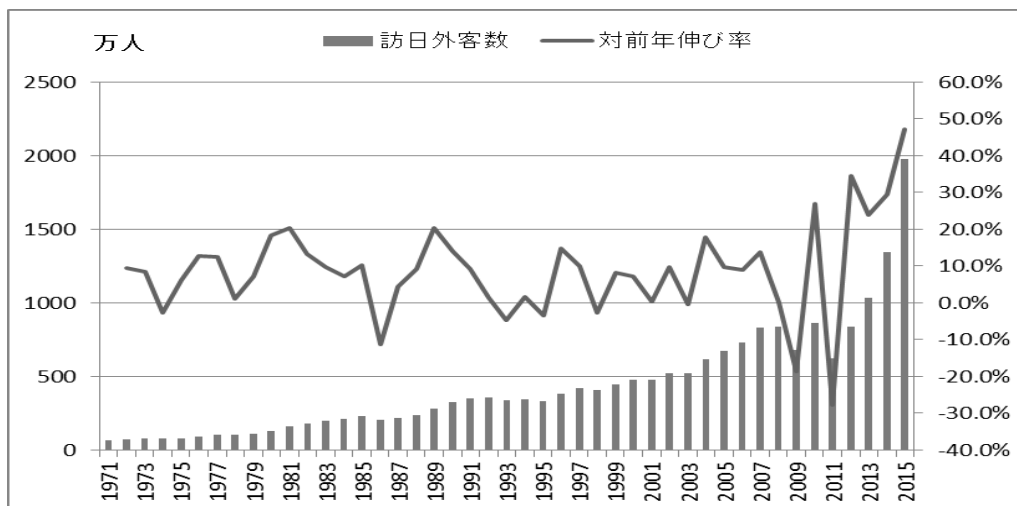
訪日外国人観光客数は、長らく、増加傾向にあったが、2008年以降は、世界的に不安定な経済状況や急速な円高、東日本大震災等の影響を受け減少となった。

しかし、近年は、アジア新興国等の経済成長により海外旅行者が増加していること、円安傾向による訪日旅行の割安感の拡大や燃料サーチャージの値下がりにより航空運賃が低下するなど、訪日外国人観光客数は、大幅に増加している。

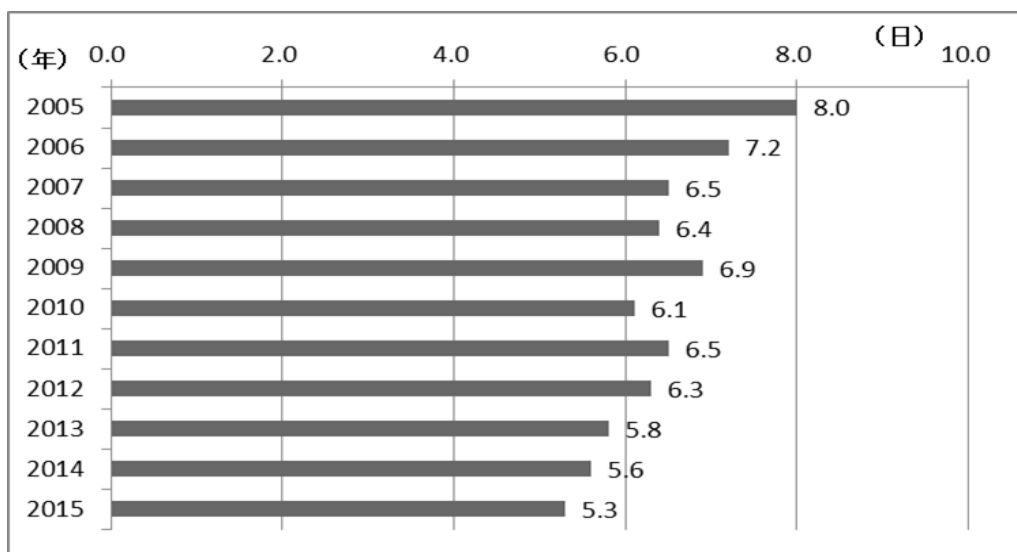
しかし、平均滞在日数については、2005年の8.0日をピークに減少している。

国別にみると2015年の実績として、中国、韓国が400万人超となっており、次いで台湾、香港、米国の順となっている。

(訪日外国人観光客数)



(平均滞在日数)



(国別訪日外国人観光客数 上位5カ国)

	(千人)										
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
中国	653	812	942	1,000	1,006	1,413	1,043	1,425	1,314	2,409	4,994
韓国	1,747	2,117	2,601	2,382	1,587	2,440	1,658	2,043	2,456	2,755	4,002
台湾	1,275	1,309	1,385	1,390	1,024	1,268	994	1,466	2,211	2,830	3,677
香港	299	352	432	550	450	509	365	482	746	926	1,524
米国	822	817	816	768	700	727	566	717	799	892	1,033

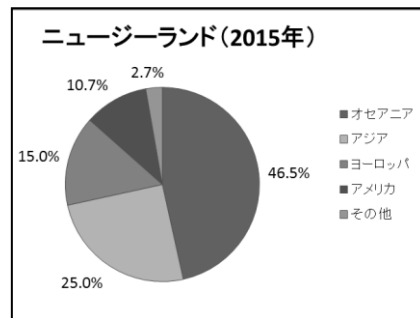
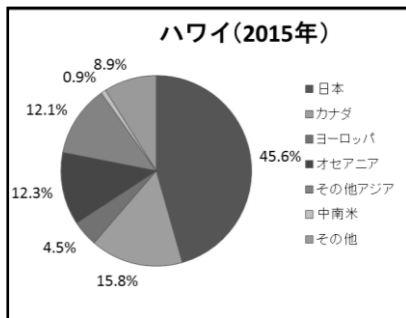
資料：日本政府観光局「国際観光白書」

(3) アジア太平洋地域における観光地の動向

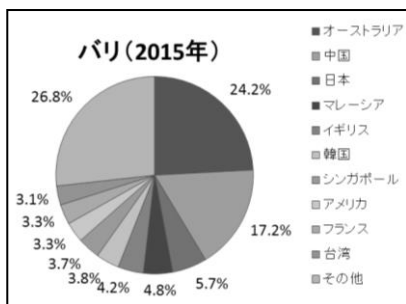
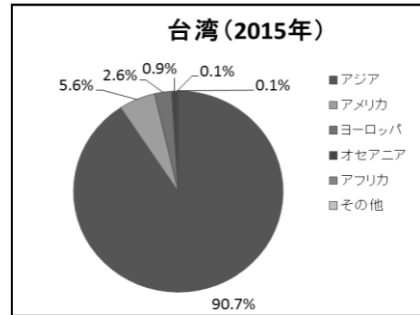
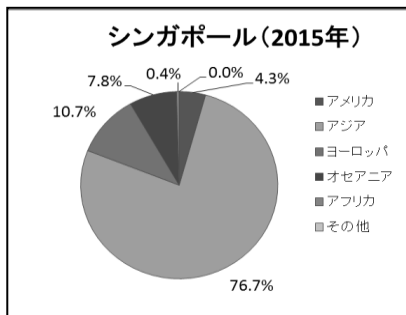
ア 観光客の受入状況

ハワイは、アメリカ合衆国からの観光客が 62.0%を占めているが、下のグラフは国別の外国人観光客数を表しているため、日本が過半数を占めている。(全体シェアでは日本は 17.3%)。各国とも近隣エリアからの観光客が多い傾向にあり、その他ニュージーランド、シンガポール、バリではヨーロッパからの割合も高いことが分かる。

(外国人観光客の国籍)



※ 航空便に限る



資料：2015 Annual Visitor Research Report (ハワイ) / Tourism Satellite Account 2016 (ニュージーランド) / Annual Report on Tourism Statistics 2015 (シンガポール) 2015 年来台旅客居住地分析統計 (台湾) / Bali Tourism Board ウェブサイト (バリ)

(4) 国内観光政策の動向

ア 観光立国に向けた政策動向

(新成長戦略)

2010年6月に閣議決定された新成長戦略では、経済・財政・社会保障の一体的建て直しの基本方針を掲げ、7つの戦略分野が設定された。その一つが「観光立国・地域活性化戦略」であり、「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人。2,500万人による経済波及効果約10兆円、新規雇用56万人」の目標を掲げた。

(観光立国推進基本法)

観光基本法(昭和38年)を全面改正し、観光立国推進基本法が2006年12月成立、翌1月に施行された。同法では、少子高齢化の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付けるなど、観光立国実現の理念がまとめられた。

(観光立国推進基本計画)

観光立国推進基本法の規定に基づき、観光立国の実現に関する基本的な計画として新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定された(平成24年3月)。観光をめぐる現在の課題を克服し、日本の成長を牽引するべく、「観光の裾野の拡大」と「観光の質の向上」を掲げている。

(観光立国実現に向けたアクション・プログラム)

訪日外国人旅行者数1000万人を達成し、さらに、2000万人の高みを目指すために、観光立国推進閣僚会議を立ち上げ、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の人たちを惹きつける観光立国の実現に向けたアクション・プログラムをとりまとめた。

- ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」
(「2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指す」)
- ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」
(「2000万人時代を万全の備えで迎え、2000万人時代を早期実現する」)

(明日の日本を支える観光ビジョン ―世界が訪れたくなる日本へ―)

訪日外国人旅行者数2000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、「訪日外国人を2020年までに4000万人、将来的には6000万人。

訪日外国人旅行消費額 2020 年：8 兆円、2030 年：15 兆円」の目標を掲げるなど、従来の政府目標を大幅引き上げるとともに、必要な施策の検討を行い、観光は、「真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、3つの視点を柱とし、10の改革をとりまとめた。

イ その他観光関連法及び施策

(旅行業法の改正)

2007年5月の「旅行業法施行規則」の改正により、第三種旅行業の業務範囲が拡大され、これまで第一種及び第二種に限定されていた募集型企画旅行の実施について、一定の条件下で第三種旅行者の実施が可能となった。

(観光圏整備法)

2008年7月、政府は「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(通称：観光圏整備法)を施行した。この「観光圏整備法」は、観光地が広域的に連携した「観光圏」を整備することで、地域の伝統や食などの観光魅力を掘り起こし、2泊3日以上滞留を促進することを目的としている。

2 沖縄観光にかかわる内部環境

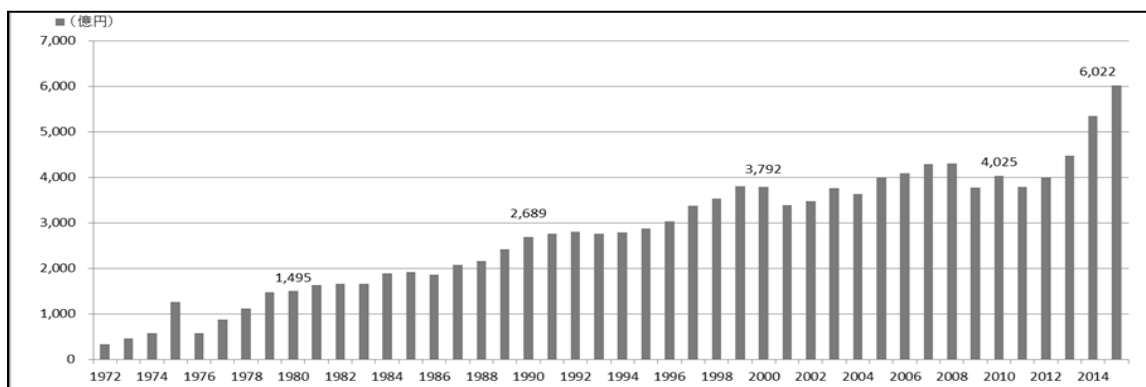
(1) 入域観光客の動向

ア 観光収入の推移

観光収入は、入域観光客数の増加に比例して増加してきたが、景気低迷等の影響を受けた時期もあったものの2013年度以降は、入域観光客数が大幅に増加し、2015年度は過去最高の6,022億円となった。

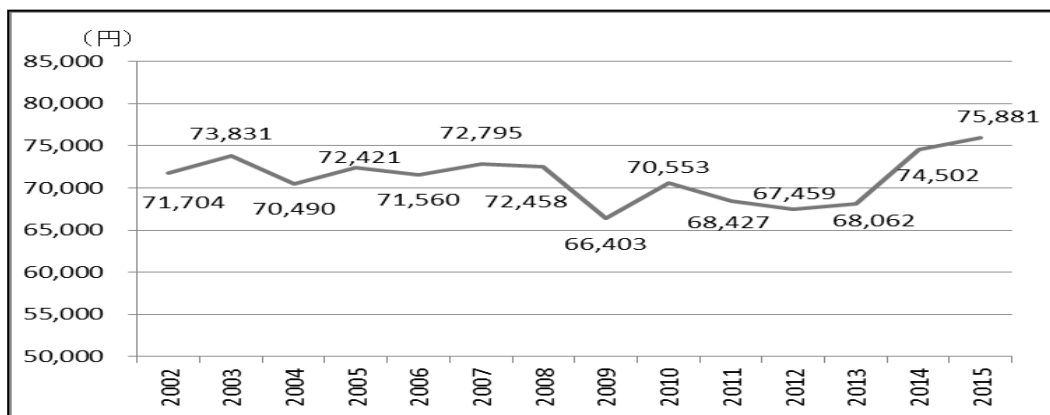
また、観光客一人あたりの県内消費額は、2011年度に7万円を割り込み、以降は6万円台で推移していたが、2014年度に再び7万円を越え、2015年度は75,881円となった。

(観光収入)



注) 1972年～2005年は暦年の数値、2006年以降は、年度の数値

(観光客一人あたり県内消費額)



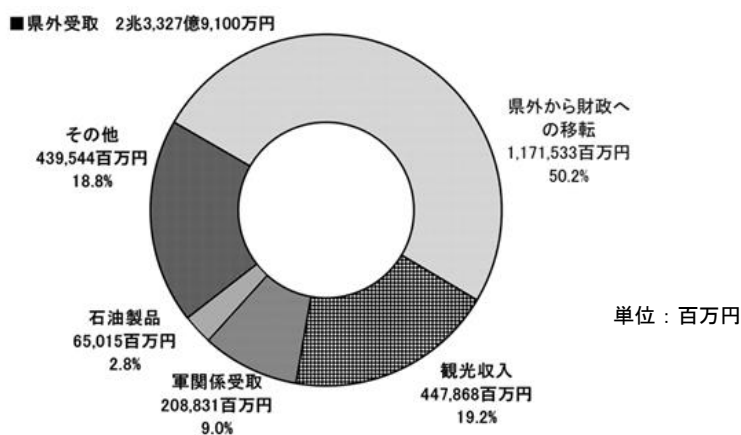
注) 2002年～2005年は暦年の数値、2006年以降は、年度の数値

資料：沖縄県「観光要覧」

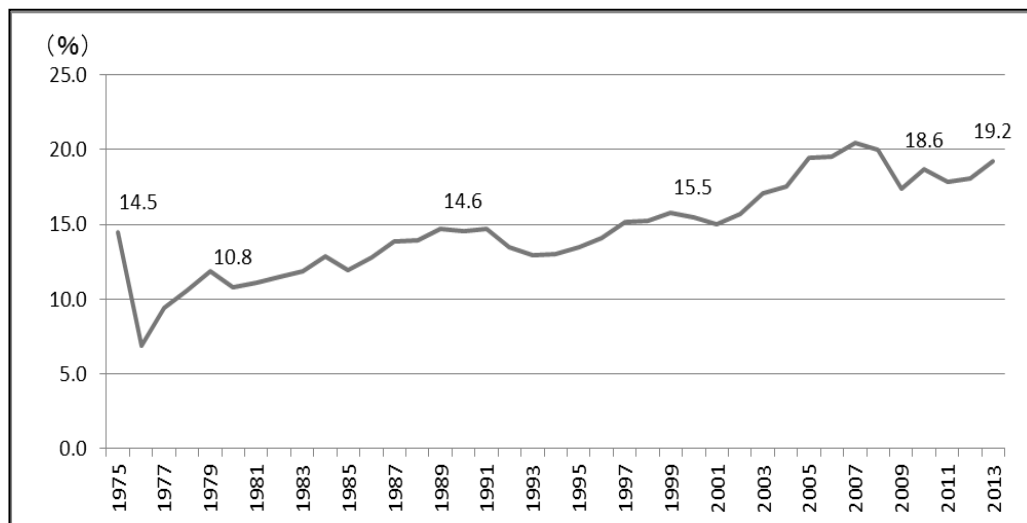
なお、観光収入が県外受取に占める割合は2013年度において19.2%であり、軍関係受取や石油製品と比較して大きな割合となっている。

また、過去からの経緯を見ると、その割合は年による増減はあるものの、近年は、概ね横ばいである。

(2013年度における県外受取の構成)



(観光収入が県外受取に占める割合)



注) 実数はいずれも会計年度

注) 「県外から財政への移転」は、「県外から財政への経常移転」、「国庫からの資本取引」の合計

注) 推計方法の改定等で、昭和51年から平成13年までの観光収入の数値を遡及修正している

資料：いずれも「沖縄県企画部『平成25年度県民経済計算』を基に観光政策課作成」

イ 入域観光客数の推移

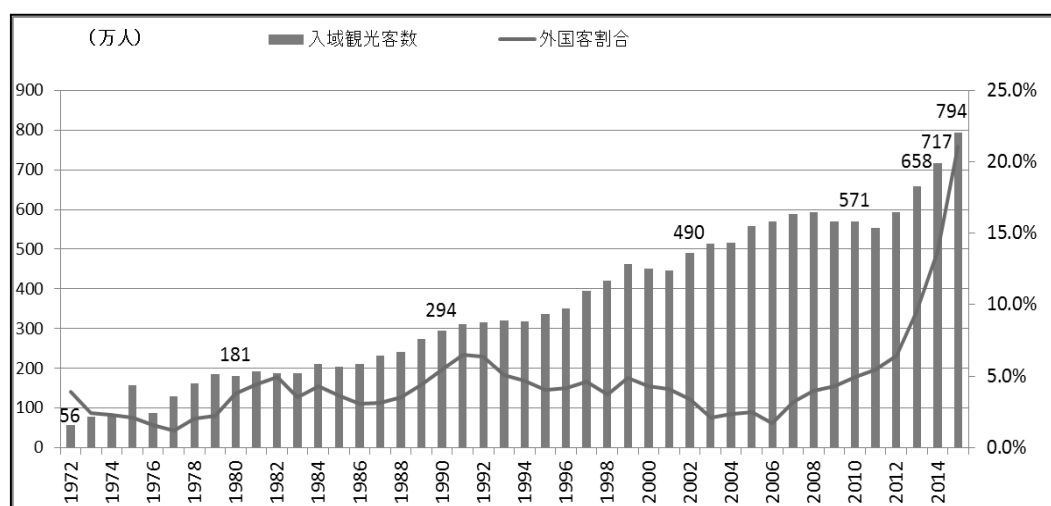
2008年のリーマンショック以降、景気低迷やインフルエンザの流行、東日本大震災などの影響を受け、2011年度には553万人に落ち込んだものの、翌年度以降、再び増加に転じ、2015年度は過去最高の794万人となった。

外国人観光客数は、東アジア各地からの定期航空路線の開設や相次ぐクルーズ船の就航などにより、2013年度以降、急速な増加を示している。これにより、全体に対する割合が急激に伸び、2015年度においては約21%となっている。

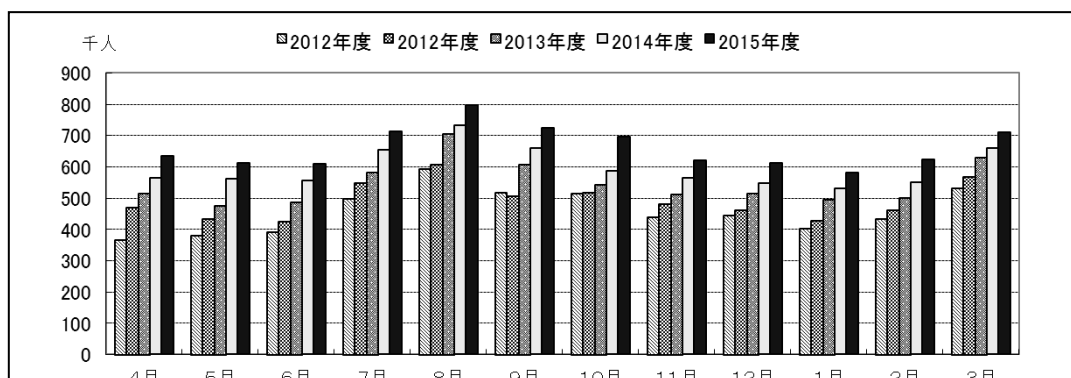
季節変動については夏季及び春季にピークが来ており、近年の傾向として7月及び8月の入域が増加し、11月、12月の入域が減少している。

沖縄県を訪れる観光客のリピーター（再来訪者）の比率は2015年度には84.2%と8割を超えており、増加し続けている。

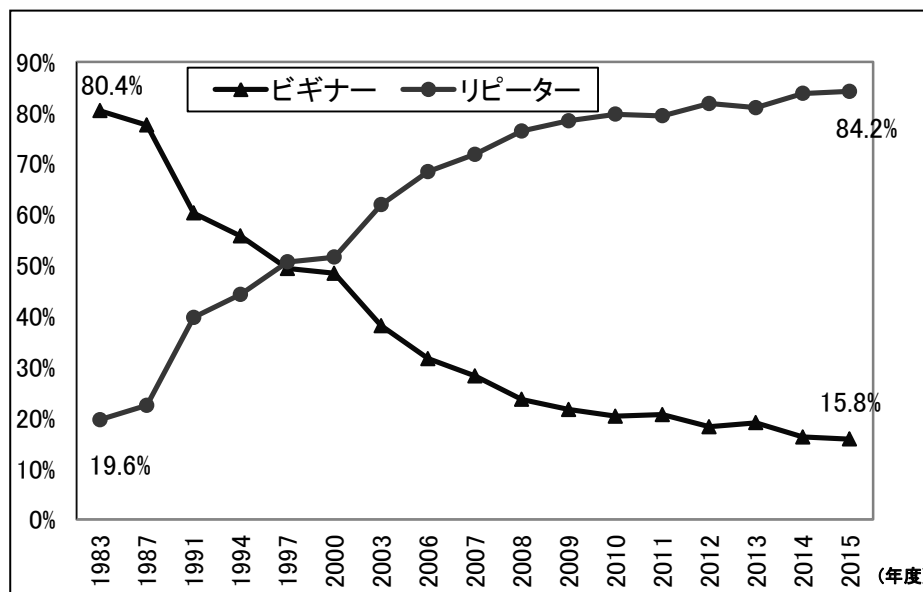
(入域観光客数)



(月別観光客数)



(リピーター比率)



注) リピーター比率については、国内客の数値、

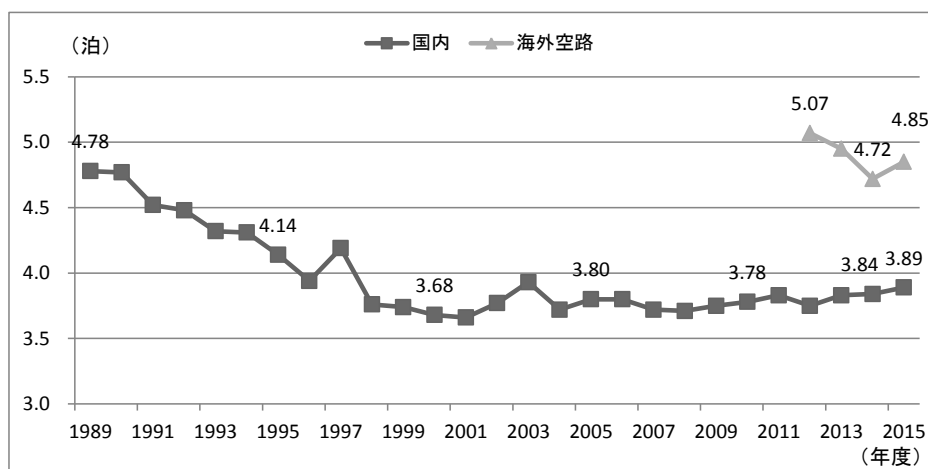
資料：沖縄県「観光要覧」

ウ 滞在日数の推移

入域観光客の平均滞在日数は、過去 30 年間で減少傾向。近年、国内は 3.5 日から 4.0 日の間で横ばいに推移している。

海外については、国内と比較して平均滞在日数が長い。

(平均滞在日数)



資料：国内：沖縄県「観光要覧」、海外空路「外国人観光客実態調査」

エ 沖縄旅行の満足度

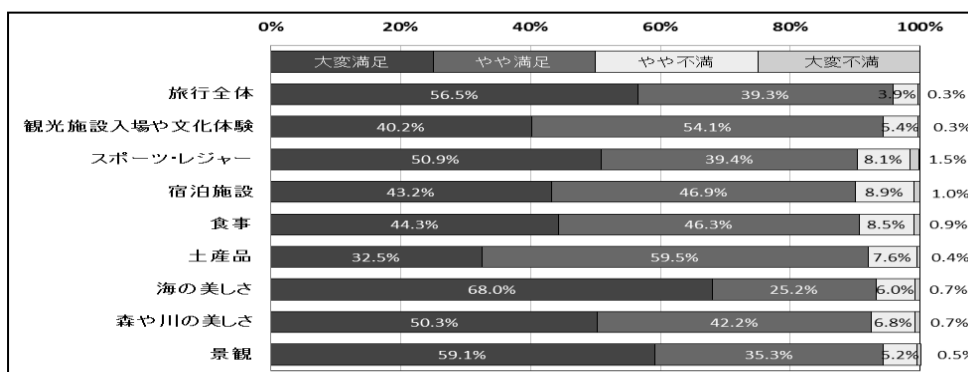
(国内観光客)

旅行全体の満足度については、“大変満足”と“やや満足”が全体の9割以上を占める。項目別では「海の美しさ」の“大変満足”の比率が、旅行全体よりも高い。一方で、「土産品」や「観光施設入場や文化体験」で“大変満足”が低い。

(外国人観光客)

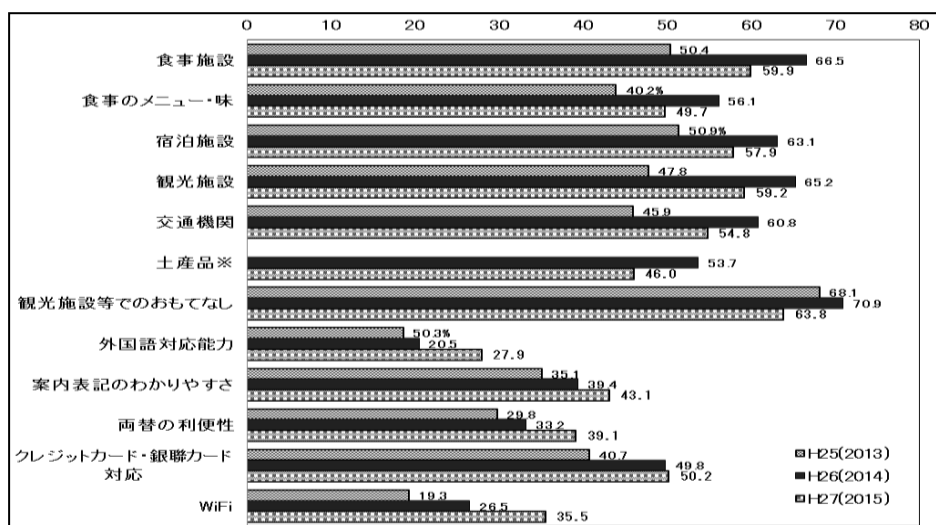
外国人観光客の満足度は、項目別には「おもてなし」に満足を感じる比率が高い。一方で、「外国語対応能力」、「案内表記」、「Wi-Fi」については比較的不満を感じる比率が高い傾向となっているものの、改善傾向にある。

(国内観光客の満足度)



資料：沖縄県「平成27年度 観光統計実態調査」

(外国人観光客の満足度)



※空路のみ

資料：「平成27年度外国人観光客実態調査」

(2) 観光地としての整備状況

ア 航空路線の整備状況

県外の空港と沖縄県内の空港を結ぶ航空路線は、離島空港を中心に新規定期路線の就航等により 2016 年度には 32 路線となった。

(国内航空路線)

路線	年度																													
	H1 1989	H2 1990	H3 1991	H4 1992	H5 1993	H6 1994	H7 1995	H8 1996	H9 1997	H10 1998	H11 1999	H12 2000	H13 2001	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016		
那覇-札幌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●	
那覇-青森									●	●	●																			
那覇-秋田									●																					
那覇-仙台	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-花巻									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
那覇-福島						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
那覇-福島																												●	●	●
那覇-羽田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-成田																		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-新潟							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-小松			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-静岡																						●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-富山														●	●	●	●						●	●	●	●	●	●	●	
那覇-名古屋	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-伊丹	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-関西						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-神戸																	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-出雲									●	●	●	●	●	●	●							●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-岡山	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-広島	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-山口・宇部									●	●																				
那覇-高松					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-松山	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-高知										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
那覇-岩国																												●	●	
那覇-福岡	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-北九州																		●	●	●	●	●	●							
那覇-長崎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-熊本	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-大分	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-宮崎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-鹿児島	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-奄美	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-与論	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
那覇-徳之島																							●	●	●	●	●	●	●	
宮古-羽田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
宮古-伊丹				●	●																									
宮古-関西						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
宮古-福岡									●	●																				
石垣-広島										●	●	●	●	●																
石垣-羽田					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
石垣-名古屋									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
石垣-伊丹																	●	●	●	●	●									
石垣-関西						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
石垣-福岡								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
久米島-羽田									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
石垣-神戸																						●	●	●	●	●	●	●	●	
路線数	17	17	18	19	21	24	25	26	33	35	33	33	32	33	33	32	34	34	32	31	32	31	29	28	31	31	33	32		

注) 当該年中に定期便の運航があった路線の数をカウントしている。

資料: 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課資料を元に観光政策課作成

海外を結ぶ国際航空路線は台北、台中、高雄、ソウル、釜山、上海、北京、天津、杭州、香港の10路線となっている。

近年では、那覇空港のみならず離島空港においても、国際定期路線が就航するなど、航空路線ネットワークの拡充に繋がっている。

国際定期航空路線

平成28年8月1日現在

路線名／会社名等	会社名	便数	機種	座席数	備考
那覇－台北	中華航空	週14便	B744	389席	
那覇－台北	復興航空	週7便	A321	182席	
那覇－台北	ピーチアビエーション	週7便	A320	180席	
那覇－台北	エバー航空	週14便	A321	184席	
那覇－台北	タイガーエア台湾	週7便	A320	180席	
那覇－台北	Vエア	週7便	A320	180席	
那覇－台中	華信航空	週4便	ERJ190	104席	
那覇－高雄	華信航空	週4便	ERJ190	104席	
石垣－台北	中華航空	週2便	B738	158席	
那覇－ソウル	アジアナ航空	週7便	B767	250席	
那覇－ソウル	ジンエアー	週3便	B738	183席	
那覇－ソウル	チェジュエアー	週7便	B738	189席	
那覇－ソウル	ティーウェイ航空	週7便	B738	189席	
那覇－ソウル	ピーチアビエーション	週7便	A320	180席	
那覇－ソウル	イースター航空	週7便	B738	189席	
那覇－ソウル	大韓航空	週7便	B772	248席	
那覇－釜山	アジアナ航空	週3便	A320	155席	
那覇－釜山	ジンエアー	週7便	B738	180席	
那覇－上海	中国東方航空	週14便	A333	297席	
那覇－上海	上海吉祥航空	週7便	A320	158席	
那覇－北京	中国国際航空	週4便	B738	164席	
那覇－天津	天津航空	週2便	A320	180席	
那覇－天津	中国国際航空	週2便	B738	164席	
那覇－杭州	北京首都航空	週2便	A320	174席	
那覇－杭州	中国東方航空	週2便	A320	155席	
那覇－香港	香港航空	週14便	A332	283席	
那覇－香港	香港ドラゴン航空	週7便	A333	307席	
那覇－香港	ピーチアビエーション	週3便	A320	180席	

※平成27年 観光要覧

イ 域内交通手段の整備状況

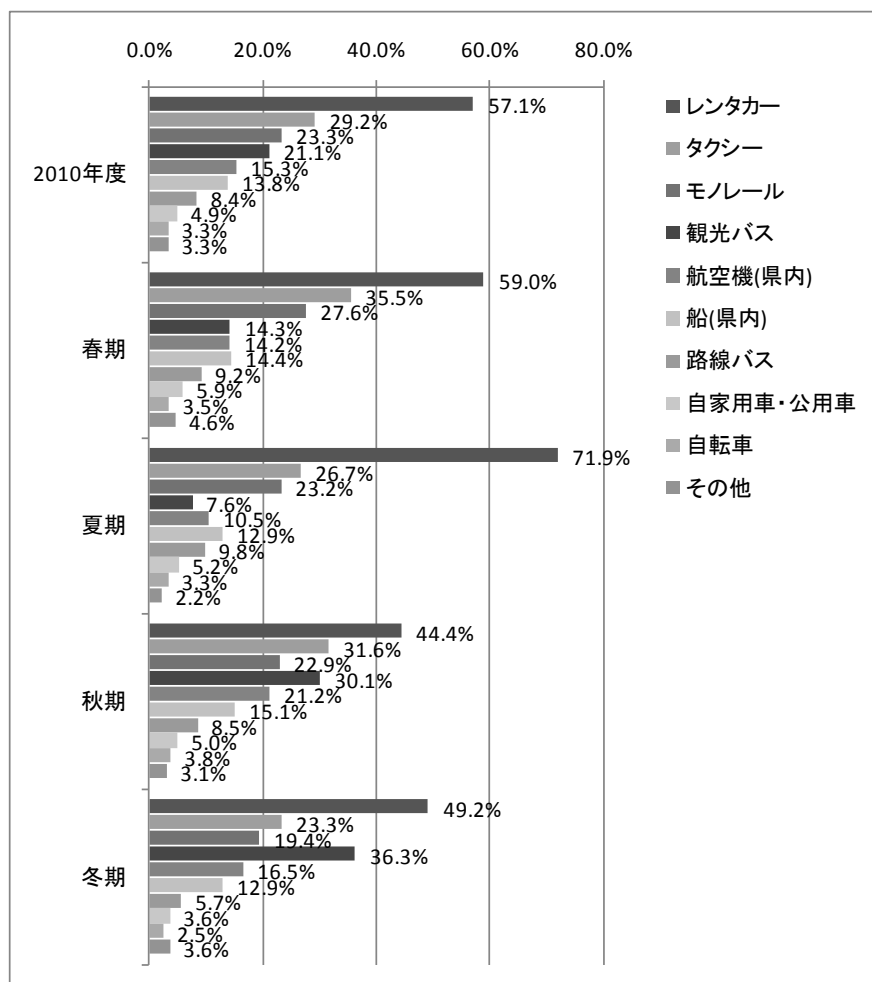
域内交通手段の整備状況に応じて、観光客は利用する交通手段を決定している。

観光客が滞在中に利用した交通手段として、レンタカーがもっとも多く、2010年度の57.1%から2015年度には62.6%と更に上昇している。

特に、夏期の利用が多く、2015年度には77.6%となっている。なお、観光バスについては、周遊型の観光が増加する秋期及び冬期の利用が比較的多くなっているものの、その割合は低下している。

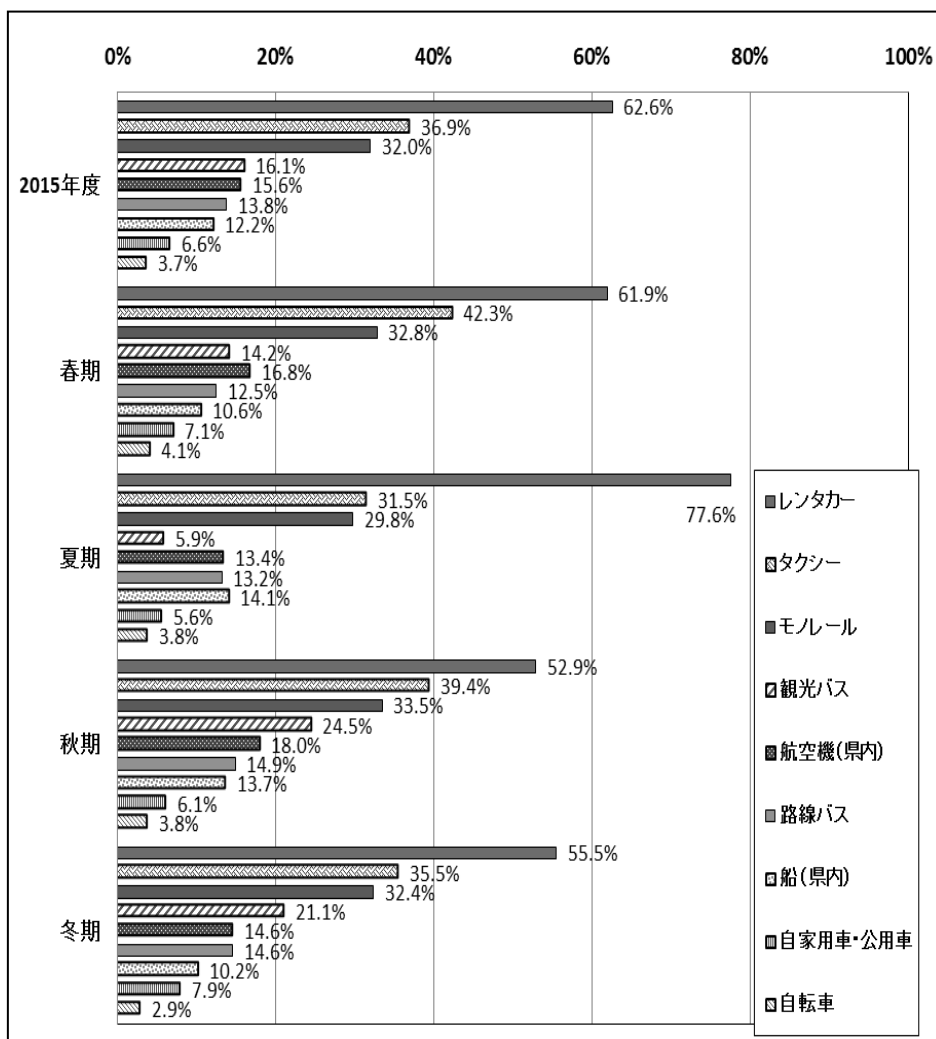
一方、路線バス利用は2010年度の8.4%から2015年度の13.8%と上昇している。

(観光客が利用する域内交通手段) 2010年度



資料：沖縄県「観光要覧」

(観光客が利用する域内交通手段) 2015年度

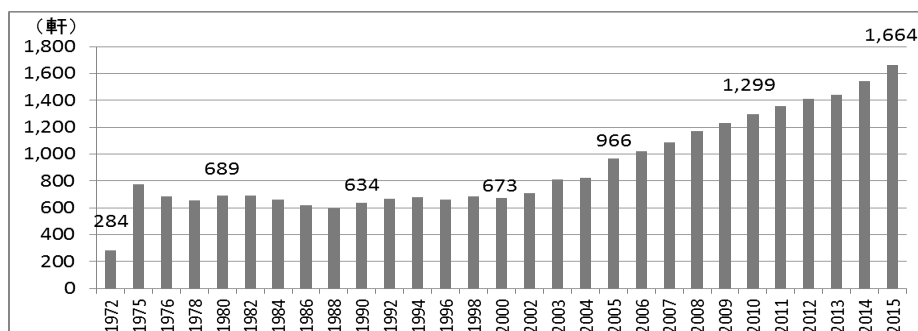


資料：沖縄県「観光要覧」

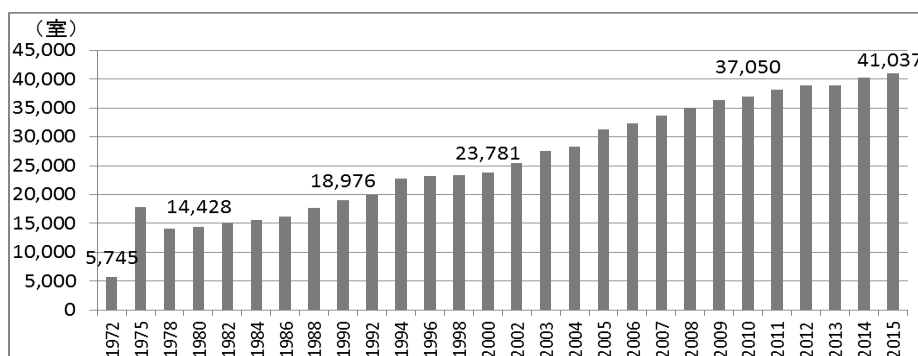
ウ 宿泊施設の整備状況

宿泊施設数、客室数、収容人員は、2015年で1,644軒、41,037室、107,190人となり、特に、2000年以降の増加が著しい。また、客室稼働率についても、好調に推移しており、那覇市内ホテル、リゾートホテルともに、2015年で82.4%、79.6%の稼働率となっている。

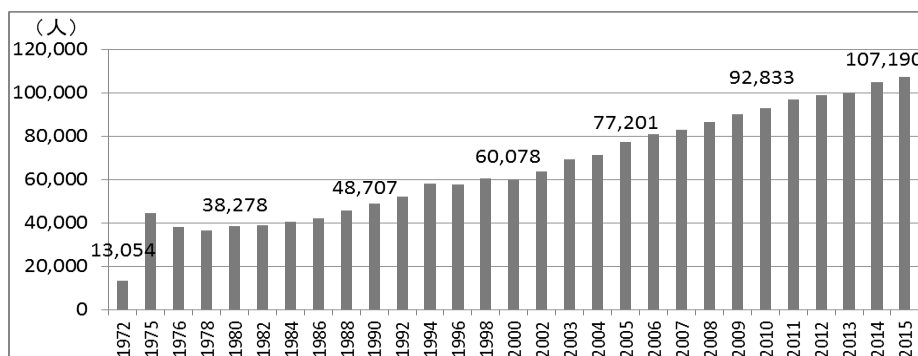
(宿泊施設 軒数)



(宿泊施設 客室数)

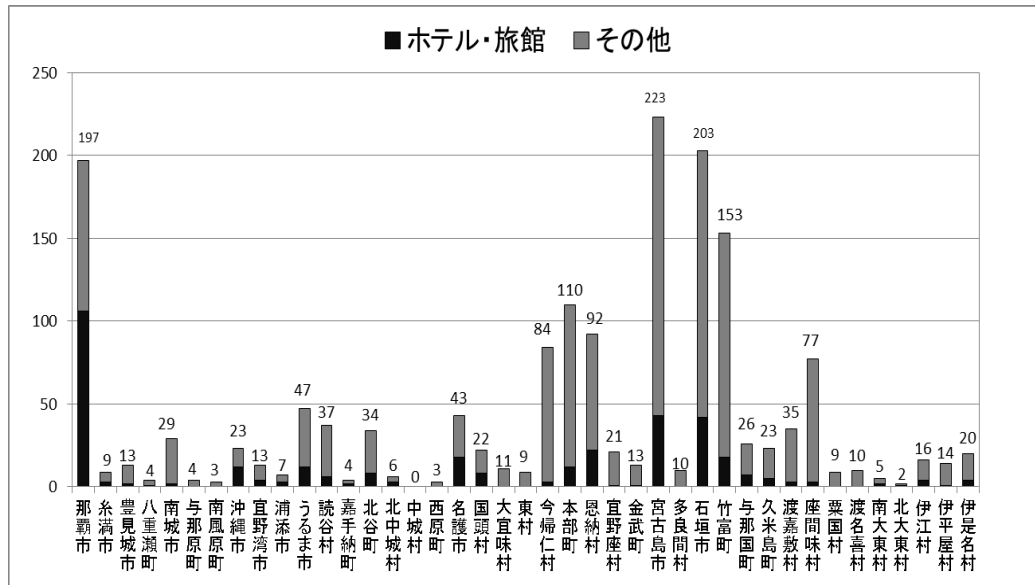


(宿泊施設 収容人員)



資料：沖縄県「観光要覧」

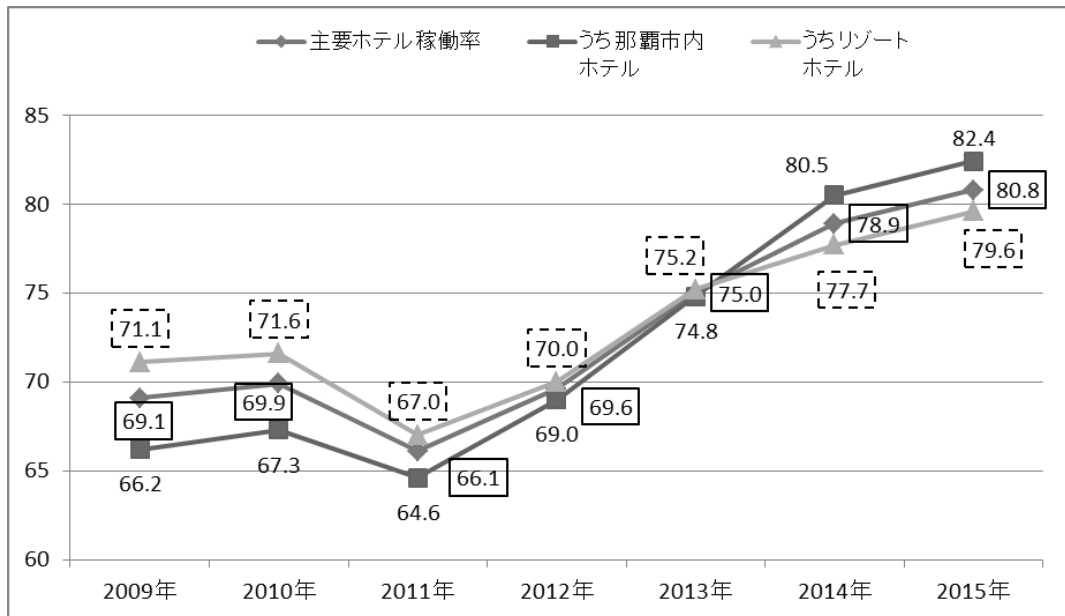
(市町村別 宿泊施設 軒数)



注) その他には民宿、ペンション・貸別荘、ドミトリー・ゲストハウス、ウィークリーマンション、
団体経営施設、ユースホステルが含まれる。

資料：沖縄県「観光要覧」

(主要ホテル 客室稼働率)



資料：日本銀行那覇支店「県内金融経済概況」

(3) 県民の観光への意識

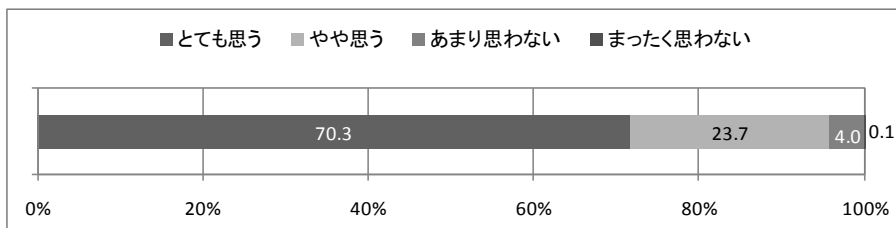
ア 観光の役割

沖縄県の発展に観光産業が重要な役割を果たしていると思うかとの問いに対して70.3%の人が重要な役割を果たしていると考えている。

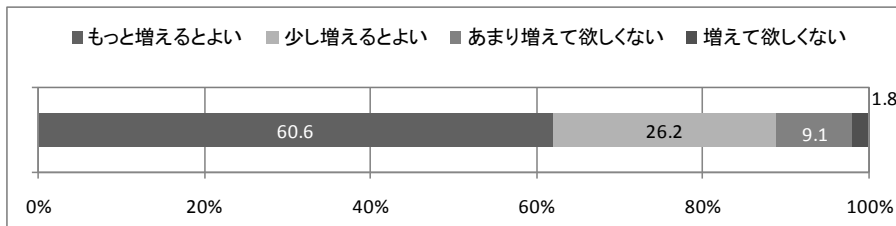
また、自分が居住する地域において、日本人観光客の訪問が増えることに対しては「もっと増えるとよい」が60.6%を占め、「少し増えるとよい」は26.2%となっていた。

一方で、自分が居住する地域において、外国人観光客が訪問することについては、「賛成」とした人の割合が45.8%、「まあ賛成」という人と合わせて89.5%となっている。

(観光産業の重要性)

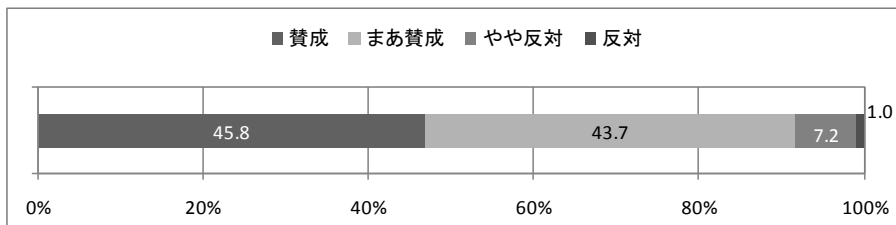


(日本人観光客が増加することに対する意識)



(国内客)

(外国人観光客が増加することに対する意識)



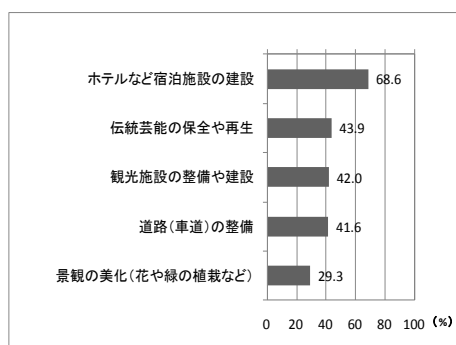
(海外客)

資料：「第5次沖縄県観光振興基本計画策定調査事業報告書」

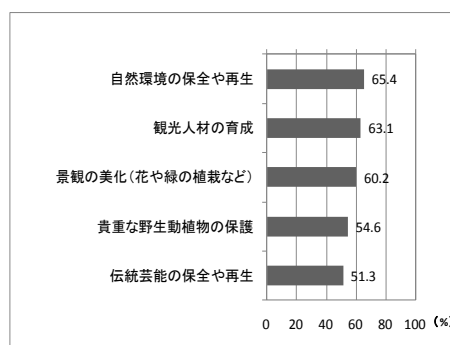
イ 観光施策の内容

観光のために十分に行われてきた取組としては、「ホテルなどの宿泊施設の建設」がもっとも多く、次いで、「伝統芸能の保全や再生」、「観光施設の整備や建設」、「道路（車道）の整備」となっている。一方で、今後力を入れるべき観光のための施策は、「自然環境の保全や再生」がもっとも多く、次いで「観光人材の育成」、「景観の美化」と続いている。

（既存施策への評価 上位 5 位）



（今後期待する施策 上位 5 位）

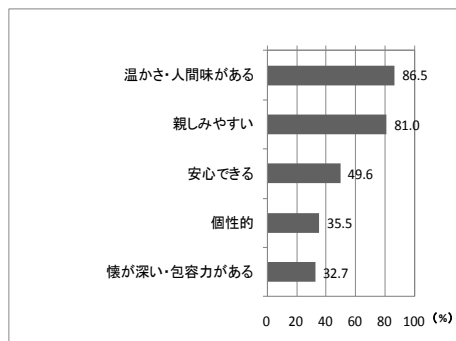


資料：「第 5 次沖縄県観光振興基本計画策定調査事業報告書」

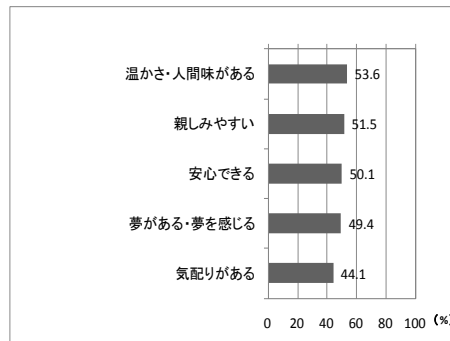
ウ 沖縄のイメージ

沖縄に対する現状の自己イメージは、「温かさ・人間味がある」がもっとも多く、次いで「親しみやすい」となっており、この 2 つが自己イメージの中心と考えられる。また、観光客に持たれたいイメージとしては、「温かさ・人間味がある」が最も高く、次いで「親しみやすい」、「安心できる」の順となっている。

（自身が持つイメージ 上位 5 位）



（観光客に持たれたいイメージ 上位 5 位）

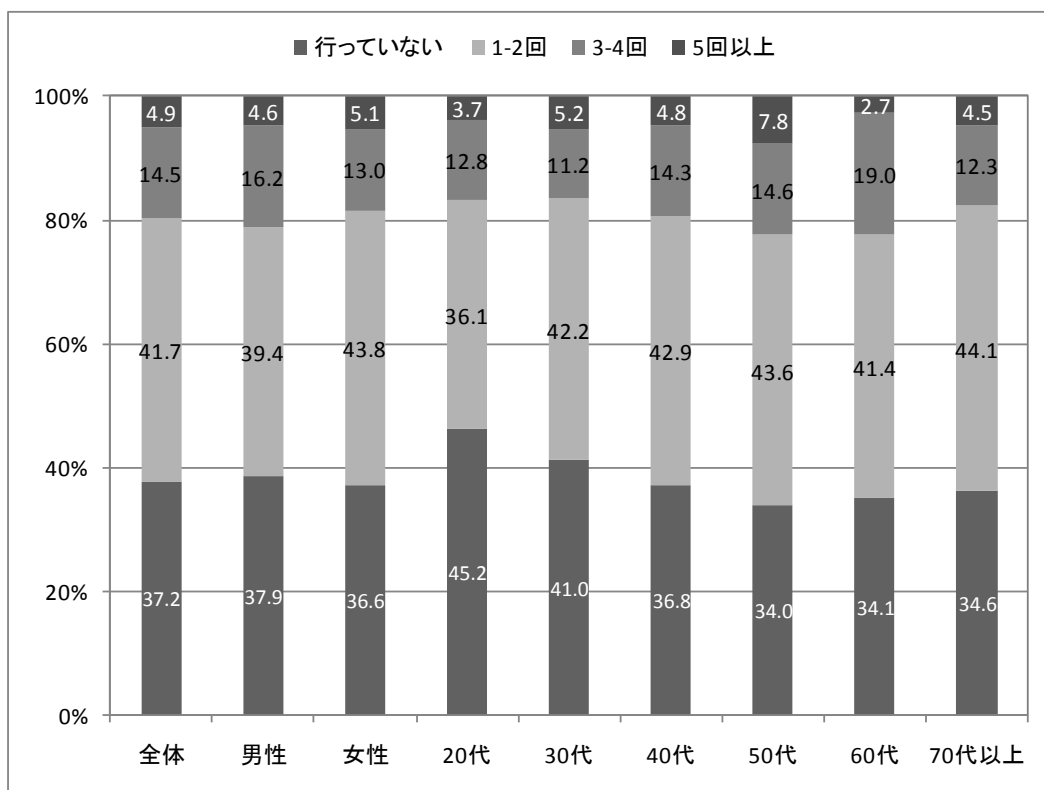


資料：「第 5 次沖縄県観光振興基本計画策定調査事業報告書」

エ 自身の観光体験

仕事以外で、最近 1 年間に 1 泊以上の旅行をした回数は平均 1.4 回。1-2 回の人割合が最も多く 41.7%。行っていない人の割合は 37.2%で 3 人に 1 人以上が最近 1 年間に 1 度も 1 泊以上の旅行をしていない。特に、20 代の旅行平均回数が 1.2 回と比較的少なくなっている。

(県民の過去 1 年間の旅行回数)



資料：「第 5 次沖縄県観光振興基本計画策定調査事業報告書」

(4) 県内の政策動向

ア 過去計画の検証

沖縄振興審議会 総合部会専門委員会では、2002年度から10年間の計画としてスタートした現行沖縄振興計画に沿いつつ、沖縄振興策の現状と課題や、新たな沖縄振興の在り方、今後の主要政策課題等について調査審議を行い、「沖縄の振興についての調査審議結果報告（平成23年）」として取りまとめた。

同報告書では、沖縄振興計画について、観光産業を民間主導の自立型経済の構築に向けたリーディング産業として位置付けており、通年・滞在型の質の高い観光の実現に向けたソフト・ハード両面からの取組推進に繋がっていると評価している。そして、それら取組の結果、沖縄ブームの追い風もあり、2008年の入域観光客数は605万人と過去最高を記録、宿泊施設、食事、ホスピタリティ等の各分野で高い人気を得るなど、質の高い観光・リゾート地の形成が図られており、リーディング産業として、着実な成長がみられると指摘、さらに、国内有数のエコツーリズム先進地として、一定の評価を得ているとしている。

しかしながら、入域観光客数は2011年の東日本大震災の影響等もあり、伸び悩んでいる状況である。また、宿泊費や土産費等の節減傾向がみられ、支出額や平均滞在日数は横ばいとなっている。

(観光関係の指標の状況)

	平成13年	実績	目標(平成23年)*2
入域観光客数(暦年)	443万人	542万人(H23)	720万人*3
うち外国人(暦年)	19.1万人	28万人(H23)	60万人
一人あたり県内消費額(暦年)	76千円*1	68千円(H23)	84千円
平均滞在日数(年度)	3.66日	3.79日(H23)*4	4.18日
観光収入(名目値)(暦年)	3,390億円*1	3,735億円(H23)	6,048億円

*1 平成13年の一人あたり県内消費額及び観光収入は遡及修正後の値。

*2 目標は第3次観光振興計画(沖縄県策定)の目標値。

*3 入域観光客数の目標値は、第3次計画策定時に当初設定の650万人から引き上げ。

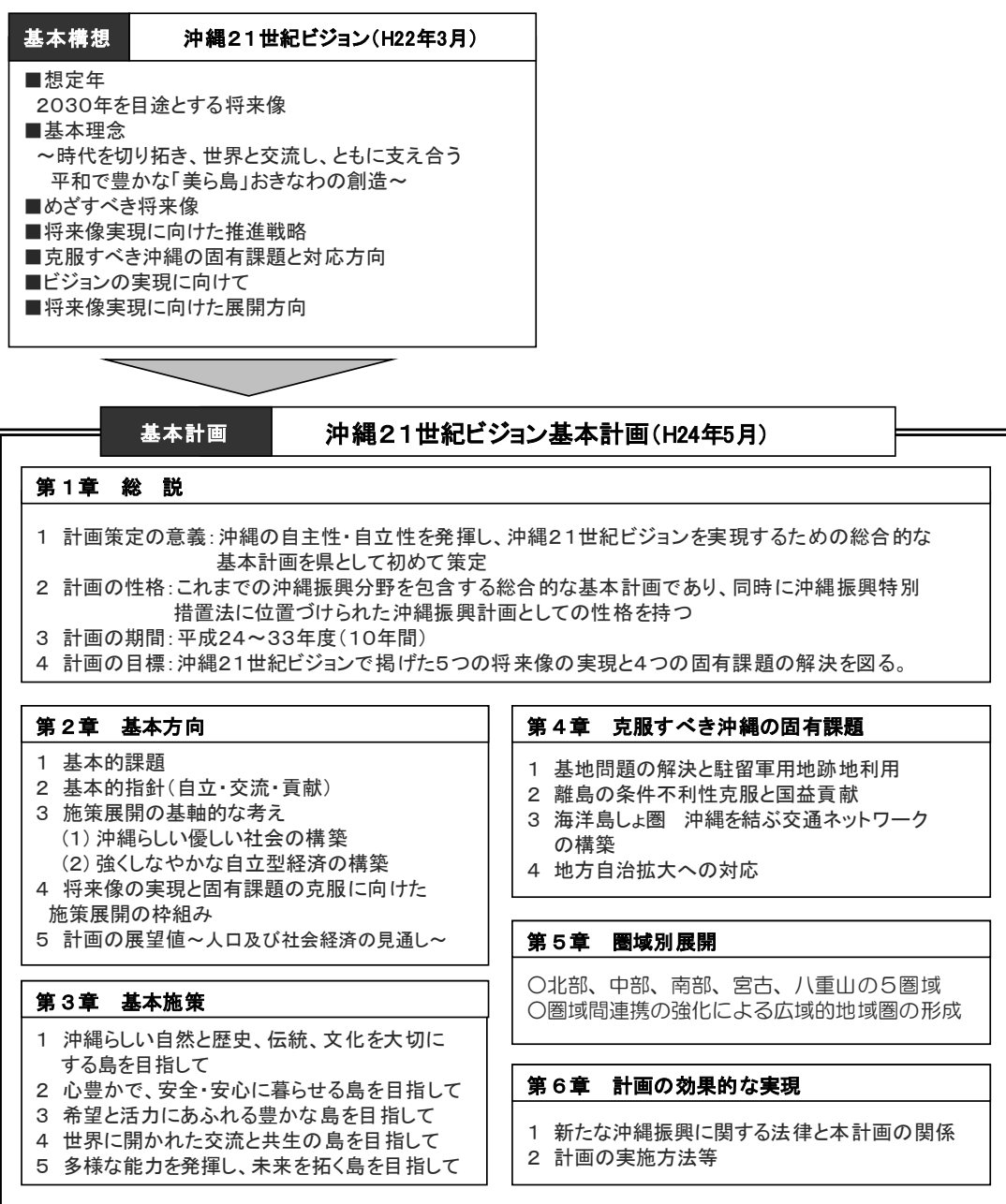
*4 平均滞在日数の実績は外国人を含む。

資料：沖縄県「観光要覧」

イ 沖縄21世紀ビジョン基本計画

県では、県民が望む将来像を描く基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」を平成22年3月に策定し、同ビジョンを実現するための新たな計画として、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を平成24年5月に策定した（計画期間10年）。

（沖縄21世紀ビジョン基本計画の枠組み）



資料：沖縄県企画部企画調整課提供資料より抜粋

ウ 沖縄観光推進ロードマップ

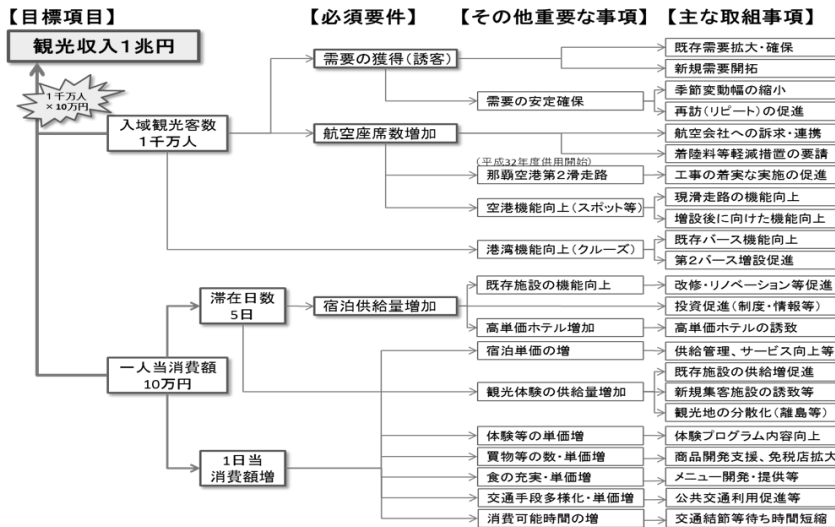
沖縄県では、平成33年度の観光収入1兆円、入域観光客数1,000万人等の目標の達成を目指し、官民一体となって中長期的、段階的に誘客及び受入体制整備等の観光振興施策を推進することを目的に平成27年3月に策定。(計画期間：平成27年度～平成33年度)

【目標を達成するための必要な事項】

- 入域観光客数の目標を達成する為、年度毎の誘客目標を明示
- 増加する観光需要に対応するため、空港、港湾等のインフラや受入体制の整備へ反映。
- 幅広い関係機関が認識を共有し、連携して計画的に各種施策に取り組む。

【数値目標達成に向けた施策体系】

関連施策の【必須要件】、【その他重要な事項】、【主な取組事例】として体系化、認識共有と施策の最適化を図る。



◆ 【時間軸 (計画期間中) における施策展開の考え方】

施策展開時期を「現状と那覇空港第2滑走路前後」の3段階に整理。

目標項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
沖縄観光の状況	急拡大期間【第1期間】 (インバウンド急増)			客数は小幅増 沖縄観光の転換期【第2期間】 (平準化、滞在延伸、消費増等)				第2滑走路供用 【第3期間】 新発展開始	
観光戦略の基本的な方向	転換期に向けた取組検討、 施策策定			質を転換する施策の集中実施 (受入体制重視への政策シフト)				目標の達成 次期中長期計画検討	
観光客数(万人)	658	690	745	800	814	828	840	920	1,000
観光収入(億円)	4,478	4,815	5,346	5,895	6,416	6,979	7,577	8,750	10,000
一人当消費額(千円)	68	70	72	74	79	84	90	95	100

※上記の各数値等はロードマップ策定時(平成26年度)時点で算出した値である。

3 今後 10 年間で対応すべき沖縄観光の課題

外部環境及び内部環境の分析結果を踏まえて、本計画で目指す 10 年後の沖縄観光の将来像を提示するために、今後 10 年間で解決すべき沖縄観光の課題について、以下のように整理する。

(1) 観光地間の国際競争に対する対応

これまでのような国内市場の拡大が望みづらい状況の中、海外市場の戦略的な開拓が必要とされている。その中で、海外の観光地、特に沖縄と競合するアジア太平洋地域における観光地でも精力的に観光振興が進められており、それらに対抗し、激しい国際競争の中で「選ばれる」沖縄となることが求められている。

(2) 環境問題に対する対応

青い海、青い空を作り上げている沖縄の自然と、そこから得られる豊かな恵みを質の高い状態で次世代へ継承していくため、環境保全に十分に配慮した持続可能な観光振興を図っていく必要がある。また、県内の自然・文化環境への配慮に加えて、地球温暖化をはじめとした世界規模の環境問題に対しても、責任ある態度と行動を示し、観光客の環境意識の高まりに応えるためのブランド戦略として前向きに捉え、積極的に対応することが求められている。

(3) 基幹産業としての役割の発揮

自立した沖縄経済の構築のために、県内におけるリーディング産業としてふさわしい役割の発揮が期待されている。特に、観光産業としての発展を通じて経済面での貢献をしていくとともに、あわせて沖縄の地理性、歴史性を活かして国際交流の推進役となることや、観光を通じて沖縄の豊かな自然環境や風土・伝統に根ざした個性豊かな文化について発信、世界に知らしめていくことが求められている。加えて、東日本大震災の発生を受けて、長期的な視点に立ったリーディング産業としての責任と貢献を果たしていくことが必要である。

(4) 継続的な観光基盤の整備推進

観光地としての基盤整備はこれまでも実施され、競合地と比較して、安全・安心・快適性について一定レベルにあるとの見方もあるが、現状ですべて十分と言える状態にはなく、また、緊急時のさらなる対応強化や時代に合わせた継続的な更新・向上も必要となる。そのため、交通に関するインフラ整備等や航空座席供給数の確保なども含め、競合地との差別化を念頭に置いた上で沖縄らしさを活かした、継続的な基盤整備が求められている。

(5) 観光に対する県民理解のさらなる促進

観光の魅力の源泉となる自然及び文化は、県民が暮らしの中で触れ、育む中で魅力を増していくものであり、さらに観光客を安全・安心・快適に受け入れる環境は県民を中心とした観光関連産業の従事者及び、県民全体の「おもてなしの心」によって作り上げられるものである。そのため、今後の持続的な観光振興にあたっては、県民理解のさらなる促進が求められている。

(6) 観光振興に資する人材育成の推進

上述の課題に対応していくためには、中長期的な視点から計画及び戦略を策定、推進する専門性の高い人材や観光関連産業における経営人材の育成、地域づくりの牽引役の養成、また国内外の観光客に対する接遇の向上など様々な場面で観光振興に資する人材育成を推進していく必要がある。観光分野における人材育成についてはこれまでも継続的に取り組まれてきたところであるが、質が高く、層の厚い人材の確保・育成は観光振興における基盤であり、さらなる取組の強化が求められている。

Ⅲ 基本方向

1 目指す将来像（Vision）

（1）将来像（Vision）

世界水準の観光リゾート地

：洗練された観光地としての基本的な品質を確保するとともに、独自の観光価値を発揮することにより、アジア・太平洋地域における競合地との比較対照の中で「沖縄／OKINAWA」のポジションが確立され、国内外において高いブランド力を保持する観光リゾート地として認知された状態となっている。

（2）達成イメージ（Outcome）

将来像を実現することにより、以下の状態を達成する。

（観光客の視点）

⇒観光客は、国内外から、ニーズに応じた観光地を訪れることができ、リラックスして沖縄ならではの感動体験と交流を楽しんでいる。

（観光産業の視点）

⇒観光産業は、安定的に観光収入を得ていて、県経済を牽引する存在であり、誇りと責任ある産業体を形成している。

（県民の視点）

⇒県民は、観光から社会的・経済的なメリットを最大限享受しており、沖縄における観光の価値を認め、積極的に魅力的な観光地づくりに参画している。

（観光資源の状態）

⇒観光資源は、自然・文化資源ともにその価値が尊重されており、地域の状況に応じた適切な活用がされるとともに、その保全が図られている。

2 ターゲット市場の考え方 (Target Market)

これまでは、国内観光客を中心に順調に入域観光客数を伸ばしてきたが、少子高齢化や人口減少による国内マーケットの縮小が懸念され、一方では、世界経済の構造変化や日本経済の低迷、テロや感染症などの新たなリスクが顕在化している中で、これまでのターゲット市場の考え方からの転換が必要となっている。

そこで本計画期間は10年後の入域観光客数1,200万人^{※3}時代を見据えつつ、全体的な市場規模の確保とリスク分散のための複数市場の確保のために、国内市場へのアプローチは継続しながら戦略的に海外市場を開拓し、沖縄観光の積極的な転換点となる10年としていく。

※3 平成28年度の改定時に1,000万人から上方修正

(1) 国内

国内市場の安定確保のため、未来訪者の需要開拓とリピーター対策を合わせて積極的に実施し、国内市場からなお一層の誘客を図るとともに、新たな客層として富裕層をターゲットとして位置づけ、誘客活動を展開する。

(2) 海外

マーケット特性に合わせた誘客戦略と受入体制の整備を図ることにより、海外市場からの誘客を図るとともに、欧米等の長期滞在型リゾート需要や海外富裕層をターゲットとして位置づける。

3 将来像実現の核となる3要素（Key Value）

沖縄を他の観光地と差別化する「魅力の核」となるのが、自然と文化の魅力、そして安全・安心・快適な旅行環境である。

これらが部分的に際立つ観光地は沖縄の競合地としても多数存在するが、これらすべての要素を保持し、さらに高めることにより競争力を増大させ、他にはない観光地としての「沖縄／OKINAWA」を形成する。

（1）島の海・森・生物多様性 —自然—

年間を通して温暖な亜熱帯海洋性気候とその島嶼性により、沖縄には豊かな自然が残されており、その青い海と緑豊かな森林に固有種や希少種を初めとする多くの野生動植物が生息・生育する、世界でも稀に見る生物多様性に富んだ地域となっている。

一方で、島の生態系は壊れやすい特徴も併せ持っており、島の自然を誘客の一番の源泉としている観光においては、今後もそれら自然資源の保全に責任を持って取り組んでいくと同時に、積極的に環境共生型の観光地であることを強調し、発信していく必要がある。

（2）島の歴史・文化芸能 —文化—

琉球王朝時代から培われてきた伝統文化や芸能、伝統行事が各地域で脈々と受け継がれ、暮らしの中に息づいている沖縄は、誘客の観点から見ると魅力ある風土や空気感を作り出している。

そうした文化芸能や伝統的な生活文化、新しい生活文化の体験を観光価値として高め、それらの特色ある島の文化やその担い手である人の心がこもった取組を進め、観光の本来の目的のひとつである県民の誇りの醸成と次代に島の文化を引き継ぐ役割を果たしていく必要がある。

(3) 島の安全・安心・快適性 一人・環境一

安全・安心であることは、ほとんどの観光客が求める観光地としての基本的な要件であるが、沖縄には日本品質の生活基盤（インフラ）があり、安全・安心な旅行環境の質は相対的に高いといえる。

このことに加えて、おもてなし、やさしさ、気遣いの県民性を重ね合わせていくことにより、観光地としての受入品質を単なる「安全・安心」だけではない「快適」なレベルまで高めることができる。

そのため、基本的な要件に留めることなく、差別化する際の十分な強みとして、誰もがリラックスして楽しめる観光地としての受入品質を高める環境整備に取り組む必要がある。

4 施策の基本方向（Strategic Directions）

以下の基本方向の施策を実施することにより、沖縄観光の核となる3要素を保持、そしてさらに強固なものとし、目指す将来像を実現する。

なお、本施策の実施にあたっては、沖縄県が中期的な施策の工程表として平成27年3月に策定した「沖縄観光推進ロードマップ」のほか、毎年度の目標や取り組むべき施策を明示した「ビジットおきなわ計画」と併せて、推進していく。

（1）多様で魅力ある観光体験の提供

沖縄観光の核である「自然」と「文化」の保全・継承と活用のバランスを図りながら、沖縄らしい観光体験を高品質で提供するとともに、それらのイメージを基調としながら多様なツーリズムを展開することで新たな市場を開拓する。

さらに、沖縄の自然、歴史、文化など魅力ある観光リゾート資源を生かした MICE^{※4} の振興により沖縄観光にビジネスツーリズムという新機軸を打ち出し、各種施策を戦略的に推進する。

併せて、観光体験の質を担保し、観光客が安心して楽しめる環境づくりに繋げることを目的として観光サービスの品質保証の検討を進めるほか、多様な観光体験が相乗的に魅力を発揮していくための地域の特色づけについて検討、推進を図っていく。

（2）基盤となる旅行環境の整備

安全・安心・快適に観光客が過ごすための「人」を育て、「環境」を整備していくにあたり、基盤となる交通及び情報インフラ、人材育成について県民生活へ資することも含めて検討し、質の向上を図る。

また、観光地としての景観形成を推進することにより、沖縄らしさを感じられる旅行環境の整備を図る。加えて、ユニバーサルデザイン^{※5} の推進と緊急時の対応強化を図ることで、より安心できる、温かく親しみやすい観光地づくりを推進する。

（3）観光産業の安定性確保

県内消費額の向上や滞在日数の増加、観光客数の確保を図ることで、安定的な観光収入による、観光産業の持続的な発展を推進する。

また、関連産業への波及効果の増大や観光産業による県内雇用の維持または拡大により、リーディング産業としての存在感をさらに高めていくと同時に、自然や文化の保全・継承などを通じて責任ある産業体としての姿勢を示していくことにより、県民及び観光客からの信頼性の向上を図る。

(4) 効果的なマーケティング

競合地に対する競争力を高め、沖縄を広く認知してもらうことを目的として、より沖縄観光を明確にイメージしてもらうためのブランド構築を図る。

また、市場の変化に迅速に対応し効率的に誘客を図っていくため、実効性の高い市場調査・分析とその結果に基づいた戦略的な市場開拓と、市場ごとのきめ細やかなプロモーションを展開し、安定的な観光収入と入域観光客数の確保を図る。

(5) 推進体制の再構築

県民を含めた観光に関係するすべての主体が協働し、特定のビジョンの実現に向けて一体的な取組を行っていくにあたり、改めて関係者の協働の場づくりについて検討、再構築を図る。

その中で、地域住民が主体となる観光まちづくりの推進や、観光政策への県民参画を進めるほか、観光教育の推進や県民観光の促進によって県民の観光に対する理解を深める。

また、関係者が観光の現況について客観的に共有するための指標について検討するとともに、計画推進の成果指標としての活用を図る。

※4 MICE：企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字をとった造語で、一般的には企業、組織が特定の目的を持って開催するビジネスイベントを指す。

※5 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

IV 施策の展開

1 多様で魅力ある観光体験の提供

(1) 沖縄版自然観光の推進

ア ビーチ／海浜の魅力向上

沖縄の豊かな自然環境、「青い海と青い空」をもっとも手軽に身近に感じられるビーチ及び海浜の魅力について改めて検証し、その魅力向上に取り組む。

また、観光客が家族連れでも安心して楽しめる施設面での整備や監視の拡充、事故を未然に防ぐためのルールづくり、県民が日ごろから海で楽しんでいるレクリエーション等の観光価値化、観光利用と環境保全について、行政や民間事業者、住民など地域の関係者と連携して取り組む。

イ 陸域資源の観光価値化

これまで一部の観光客の利用にとどまっている森林や河川、山などの陸域資源を、沖縄の青い海やサンゴ礁の海域資源と一体感を持たせるとともに、世界自然遺産登録を見据え、より一層その重要性や脆弱性を理解し、適切かつ節度ある利用を推進し観光価値化を図る。

また、トレッキングやハイキング、カヌー、沢登りなどの自然体験について適正な利用の拡大を図るとともに、自然環境及び地域社会への負荷を軽減するための施設整備やルール設定を促進する。

さらに、既にある観光拠点施設の有効な活用を図るとともに、稀少生物や森林の価値について、利用者の認識を高める。

ウ エコツーリズムの支援

これまで県内で進められてきたエコツーリズムにおける地域レベル、組織レベル、各事業者レベルの取組について、引き続き、必要な支援を実施するとともに、環境保全への確かな担保とプログラム自体の魅力向上、安心して参加できる安全・快適な環境づくりを図り、アジア・太平洋地域における沖縄のエコツーリズムのポジションを確立する。

エ 沖縄の自然イメージの活用

これまで「青い海と青い空」というフレーズを用いて市場にアピールを図ってきた沖縄の自然イメージについて、改めて適切な伝え方を検証し、世界に誇れる沖縄の自然資源の質や、魅力の高さを国内外に発信する。

オ 自然環境保全・再生への観光の貢献

沖縄の自然環境の保全・再生は、県全体で取り組んでいくべき大きな課題であるが、自然環境に大きな恩恵を受けている観光産業が自ら率先して経済活動と環境が共存する仕組みづくりを進め、先導的立場に立って県の自然環境の保全・再生に積極的に貢献する姿勢を示せるよう支援を行うとともに、その過程及び成果について積極的に情報を発信する。

(2) 沖縄版文化観光の推進

ア 世界遺産の整備・活用

首里城跡をはじめとした「琉球王国のグスク及び関連遺産群」についての適切な観光活用と保全のあり方を検証し必要な整備を図る。

また、文化芸能や生活文化の観光価値化、MICEにおける活用や、まちなかの観光魅力づくりなどとの複合的な活用を検討し、沖縄の文化を表現する舞台としての位置付けと必要な整備を行う。

イ 文化芸能の観光価値化

ユネスコ無形文化遺産^{※6}に登録された組踊など多様な文化を活用した観光を推進する。

また、空手については、沖縄空手会館を拠点として、国内外に「空手発祥の地・沖縄」を発信するとともに、受入体制の強化に取り組む。

さらに、地域文化の潜在的な魅力を観光価値化することにより観光資源として広く活用を図る。

ウ 生活文化の観光資源としての活用

沖縄の自然と文化に基づき、地域ごとに特色のある生活文化は、県外から訪れる観光客、特に国内客にとって大きな魅力となり得る観光資源であり、観光資源としての活用と県民生活との調和を図りながら、観光客が生活文化を感じ、県民と交流する場面を創出する。

エ 沖縄の文化イメージの活用

自然イメージと同様に、文化のイメージについてその伝え方を改めて検証し、固有の歴史に育まれた琉球及び沖縄の文化について、多様な言語とビジュアル等を使用し、さまざまなプロモーションにおいて活用する。

オ 文化芸能の保全と発展への貢献

観光産業が、県内におけるリーディング産業として、観光振興を通じて沖縄の文化芸能の保全と継承、発展に貢献できる仕組みづくりを検討し、推進する。

(3) 多様なツーリズムの展開

ア スポーツ・ツーリズムの展開

スポーツコミッション沖縄を活用し、野球やサッカーなど各種キャンプ・大会を誘致するなど、温暖な気候や既存のインフラを活かした、スポーツ・ツーリズムを推進する。

また、サッカーの国際大会など大規模なスポーツコンベンションに対応できる全天候型多目的施設のほか、多様な種目や選手のニーズに対応する施設・設備等の整備を進めるとともに、野球のキャンプ地訪問観光や、サッカー、バスケットボールなどの地元チームを活用した観光の推進を図り、県民と観光客が一体となって楽しめる観光を促進する。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向けて、競技団体や市町村と連携を図りつつ事前合宿等の誘致や受入体制の構築に取り組むとともに、開会式プログラム等に沖縄の多様で豊かな文化を加えることに取り組む。

イ ウェルネスツーリズムの展開

観光と医療サービス、エステ・スパなど健康サービスとのコーディネート機能を強化することにより、健康診断や検診、健康保養などを目的としたウェルネスツーリズムの振興を図る。

また、既存の質の高いサービスを基盤として、沖縄の健康・長寿に資する食文化や風土などの魅力を複合的に織り込むことにより、沖縄らしいツーリズムを展開する。

ウ エンターテイメント・ツーリズムの展開

夜間や雨天時、季節などに左右されない観光メニューとして、音楽や舞踊など沖縄の文化芸能を活用したエンターテイメント・ツーリズムを劇場やライブハウスなどを活用して展開することにより、滞在拠点などにおける集積と魅力向上を図る。

エ グリーン／ブルー・ツーリズム^{※7}の展開

農林水産業との連携を図り、修学旅行を中心に振興が図られている、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムについて、幅広い市場を対象としたさらなる展開を図る。

また、民泊の安全対策などの環境整備を行うとともに、周辺観光事業者との連携促進や受入体制の強化を図り、魅力ある差別化されたサービスの提供を促進する。

オ エデュケーショナル・ツーリズム^{※8}の展開

これまでの修学旅行の受入を通じて確立してきた修学旅行先としての高い総合力をさらに向上させ、多くの国内外の学生、生徒、教育関係者などの訪問滞在を促進する。

また、学校間同士の交流やホームステイ、平和学習、環境学習、語学研修、姉妹都市交流などを進め、万国津梁の体現を図る。

(4) MICE の振興

ア MICE 都市としてのブランド力向上

成長著しいアジアの活力を取り込むため、国内外から MICE を呼び込み、沖縄の MICE 都市としての認知度やブランド力の向上を図る。あわせて、MICE を沖縄経済振興を加速させるプラットフォームとして位置付け、ソフト・ハード両面から施策を展開し、各産業分野の成長発展を図る。

イ 大型 MICE 施設の整備等

中城湾港マリンタウン地区に大型展示場等を備えた大型 MICE 施設の整備を推進するとともに、空港からの交通利便性の確保や宿泊施設、商業施設等の誘致により、MICE を中心とした魅力あるまちづくりを図る。

ウ 戦略的な MICE 誘致

沖縄の優位性を生かし、沖縄の認知度やブランド力向上に資するターゲット分野を設定し、国内外の MICE 主催者等に対して効果的なプロモーションを展開する。

また、MICE 振興のワンストップ機能を担う推進組織の設立や大学、産業界、MICE 施設の連携等による誘致及び受入体制を強化し、各種 MICE の誘致・開催を促進する。

エ MICE 関連ビジネスの振興

県内事業者や各種業界団体を対象としたセミナーや専門家派遣、マッチングイベントの開催など新たな MICE ビジネスの振興や専門人材の育成を通じて、MICE が地域産業の活性化の起爆剤となるよう県内産業界による積極的な事業展開を促進する。

(5) 品質保証

ア 観光客のモニタリング^{※9}システムの拡充

観光客から寄せられた意見や苦情等を、県、市町村、観光団体による観光施策や観光地づくりに反映するシステムを構築するとともに、現行の観光客満足度調査のより効果的な活用を目的とした内容の検証を実施する。

また、モニタリングに必要な指標の修正・追加などの改善を行うことにより観光客の持続的な満足度の向上を図る。

イ 観光サービス・観光事業者の認定・認証制度の導入検討

観光客が安心してダイビングや旅行ツアーなどの観光サービスやサービスを提供する観光事業者を適切に選択できるよう、サービスや事業者を認定・認証する制度について、既に実績のある国内外における格付制度やラベル（認証）の付与制度などを中心に広く検証を行う。

さらに、検証を踏まえた県内での導入に向けた検討を行い、安全・安心・快適な観光地づくりを促進し、国際競争力の向上を図る。

ウ 観光資源の品質維持・向上

品質の高い、地域社会への責任を果たす観光地として、観光の源泉となる自然及び文化環境を尊重し、質の高い状態へ保つことに対しての明確な理念について、豊かな自然及び文化から得られる沖縄ならではの知

恵を取り入れて確立し、ブランド化に繋げることにより、沖縄観光の品質の向上を図る。

(6) 地域の特色づけ

ア まちなかの魅力強化

生活文化を直接感じられる路地や市場などを活用したまちなか観光を、地域ごとの特性に応じた形で展開する。

また、滞在地における観光魅力の強化として、修学旅行や MICE 等の施策とも連携しながら、地域における食やエンターテインメントの充実を図るとともに、沖縄型特定免税店制度の活用などショッピングの魅力向上に向けて取り組む。

イ 離島特性の活用

自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島アクセスの円滑化や離島間ネットワークの整備、離島における受入環境の整備、着地型観光プログラム等の開発を促進し、県民生活との調和を図りながら、多くの個性ある島々が点在する沖縄の特徴を活かした離島観光の振興を図る。

ウ 特色ある地域形成

観光客の増加や多様な観光客を受け入れることにより、環境面及び県民生活など地域社会に影響を与えることが懸念されるため、影響を軽減するための適切なマネジメントを行う。

また、混雑が特定の観光地に集中することを軽減するため、観光客の誘導策や異なる目的の観光客同士の摩擦を少なくするためのゾーニングの検討などを行い、多様化する観光客のニーズに幅広く応える観光地の形成を目指す。

エ テーマに基づいたルート・エリア設定

歴史的遺産拠点間の連携ネットワークの向上などについて、道路網にとどまらず、自転車による移動や徒歩移動も含めて整備するなど、点在する観光資源などを一定のテーマに基づいてルート・エリア設定し、相乗的な魅力向上を図る。

※6 ユネスコ無形文化遺産

：民俗文化財、フォークロア、口承・伝承などと呼ばれてきた無形の文化を人類共通の遺産として捉え、保護し、未来に伝えていくことを目的にユネスコ主導のもとで取り組まれている。2016年11月現在、229件が登録されており、2010年には沖縄県から「組踊」が登録された。

※7 グリーン／ブルー・ツーリズム

：農村・山村・漁村に滞在し、都会では味わえなくなってきた自然や文化の魅力に触れ、農山漁村の多面的機能及び地域特性を活かした農林漁業の体験やそこで生活する人々とのふれあいを楽しむ旅のこと。グリーン・ツーリズムで総称されることもあるが、漁村や島での生活体験や漁業体験を行う旅行について、区別するためブルー・ツーリズムと呼ぶことがある。

※8 エデュケーショナル・ツーリズム

：エデュケーション（教育）とツーリズム（旅行）を合わせた造語で、修学旅行や研修旅行など従来の教育旅行に加えて、一般観光客の旅行における学びや、旅行者と受入先の学び合いなど、広く概念を捉える際に使われることがある。

※9 モニタリング

：観測・調査・分析すること。特に、継続的、定点的に行われる際に使われることが多い。

2 基盤となる旅行環境の整備

(1) 交通網の整備

ア 航空ネットワークの整備

国内外と沖縄を結ぶ航空便について容量の安定的確保に努める。また、国内からの航空ネットワークに加え、海外からのネットワークについて、那覇空港以外の離島拠点空港からの発着も含め戦略的な航空路線の確保を図る。

さらに、格安航空会社（LCC）を含めた新規航空会社の参入促進やチャーター便の誘致についても、ターゲット市場の選択と合わせて戦略的に推進する。

なお、那覇空港においては、滑走路増設後の運用時間の拡大を見据え、関係機関と連携の上、2次交通等の拡充に取り組み、更なる航空路線の誘致に繋げる。

そのほか、県内の離島間ネットワークについては県民の利便性確保も含めて検討し、離島における観光産業の振興に繋げる。

イ 航路ネットワークの整備

国内外からのクルーズ船の戦略的な誘致を図るほか、更なる寄港拡大に向けて、本島・離島各港への分散化やオーバーナイト、フライ&クルーズの促進、ターンアラウンド港や拠点港、母港としての可能性を検討する。

また、離島間ネットワークの拡充について、県民の利便性確保も含めて検討し、離島における観光産業の振興に繋げる。

ウ 島内陸上ネットワークの整備

広域交流拠点である那覇空港及び那覇港と各圏域拠点都市間のアクセス性を向上させるため、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、臨港道路、南部東道路、沖縄都市モノレールの沖縄自動車道（西原入口）までの延長などの整備を図るとともに、これらと一体的に機能する体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を整備し、あわせて基幹バスシステムや鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進する。

また、観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供に取

り組むほか、レンタカー利用者の利便性向上に向けて取り組む。

エ 交通結節点の整備

沖縄観光の玄関口である空港について、那覇空港においては、増設滑走路早期供用開始に向けて整備を進めるとともに、国際線旅客ターミナルの整備、国内線旅客ターミナルの増設並びにそれらを連結する旅客ターミナルの拡張整備等により空港機能の強化を推進しつつ、その他の離島空港についても、国内外の更なる路線拡充に対応した空港機能の強化を図っていく。

また、海の玄関口である港湾については、分散化を推進するため各港において大型クルーズ船に対応できる岸壁やターミナルビルなどの整備を図るとともに、関係機関と連携の上、各港の状況に合わせた受入体制の構築を推進する。

オ 環境に配慮した交通手段の導入支援

県民の利便性の確保も含め、公共交通の拡充と観光客が利用しやすい仕組みづくりを検討するほか、電気自動車（EV）などのさらなる利用促進を図るための必要な整備と支援を図る。

また、移動時に環境に負荷を与えない移動手段として、観光周遊自転車ネットワークの整備や、まち歩きが楽しめる歩道の整備を図る。

(2) 宿泊施設の安定確保

宿泊施設については、今後の入域観光客数の増大と宿泊施設の需給バランスを踏まえ、既存宿泊施設の高付加価値化・競争力向上を支援するとともに、適正な宿泊単価を確保しつつ県全体としての宿泊供給量の増大に努める。

(3) 情報インフラの整備拡充

ア 観光案内所の機能強化

観光客が必要とする基本的な観光情報を主要な滞在拠点で総合的に入手できる観光案内所のネットワーク化を促進する。

さらに、観光客がもっとも分かりやすく沖縄観光の情報に触れる場所として、沖縄観光のイメージや姿勢を発信する拠点として整備を図るほか、旅行商品及び宿泊の予約販売機能の付加についても検討を進める。

あわせて、観光案内所における多言語対応の強化を図る。

イ 案内・サインの整備拡充

案内板やサイン表示については、多様な観光客に対応するため、景観や町並みに配慮しながら、目に付き易く分かり易いよう整備拡充を行うとともに、多言語化を図る。

ウ IT の環境整備の拡充と活用

県内全域で、国内外の観光客が使えるインターネット環境の整備拡充を関連分野との連携の下で図るほか、情報通信技術（ICT）を活用することで観光客の利便性向上を図る。あわせて沖縄の魅力を伝えるためのコンテンツ開発などを推進する。

更に AI、IoT、ビッグデータ等の IT 活用による新たな観光サービスの構築を図る。

（４）観光産業にかかわる人材育成

ア 観光従事者の対応力の向上

観光従事者一人ひとりが沖縄観光を代表する存在として、観光客に責任を持って対応ができるよう、現場での対応力向上を図る。

そのため、各種資格・技能認定・登録制度の充実を図るほか、観光振興の意義やホスピタリティの向上、環境保全の必要性など責任ある観光産業の構築に向けた全般的な認識の向上を図る。

特に、外国人観光客への対応力を向上させるため、地域限定通訳案内士及び沖縄特例通訳案内士の育成など、沖縄観光の満足度を高める取り組みを積極的に推進する。

イ 高度経営人材の育成

今後の沖縄観光の持続的な振興を担う高度な経営人材を育成し、多様化・高度化する観光客のニーズに対応できる人材を確保する。

また、産学官の連携により、県内での人材育成機能を強化するとともに、県外・国外において国際標準の経営ノウハウ及び地域づくりノウハウを学ぶ機会を創出・促進する。

ウ 県民の観光受入力向上

県民も観光客を受け入れる舞台作りには欠かせないキャストであると

捉え、「めんそーれー沖縄県民運動」などを通して、ホスピタリティの向上を図るほか、外国人観光客を受け入れる環境を整えるため、国際理解教育などを推進し、県民の国際理解、異文化理解能力の強化を促進する。

(5) 観光地としての景観形成

ア 移動時における景観形成

県内各地域の特性を踏まえて、沖縄らしさを感じられる風景・景観・道路空間の観光客の視点に立った形成を図る。

特に、幹線となる道路網の整備とあわせて、地域の特徴を活かした良好な景観形成を推進する。

イ 観光地における景観形成

観光地における街路の整備や維持管理、電線類地中化などの景観形成を推進する。検討にあたっては元来の地域景観をもとに暮らしやすい観光地としての機能を加味し、県民と観光客の双方が魅力を感じる沖縄らしい景観整備を推進する。

ウ 県全体の環境保全に資する景観形成

入域観光客の増大に対応した景観保全や、海や山の環境保全を考慮に入れた総合的な景観形成を進め、沖縄全体の魅力の保持を図る。

(6) ユニバーサルデザインの推進

ア 移動時におけるユニバーサルデザインの推進

公共交通やレンタカー利用時におけるユニバーサルデザインを推進する。

また、空港や港湾等においてもユニバーサルデザインを推進し、国際的な観光リゾート地にふさわしい整備を図るとともに、高齢者などが安全に利用できる環境整備を図る。

イ 施設・設備面におけるユニバーサルデザインの推進

観光施設やトイレなど設備面におけるユニバーサルデザインを推進する。整備にあたっては、県全体のバランスや観光客の動線を考慮し、効率的な設置を市町村や民間事業者などの関係者との協力の下で実施する。

また、観光関連施設については、観光地形成促進地域制度を活用した

施設等の整備を促進する。

ウ 体験活動におけるユニバーサルデザインの推進

沖縄観光の大きな魅力である海や山での体験活動においても、観光事業者との連携の下で、多様な観光客が沖縄の魅力を体験できるようユニバーサルデザインを推進する。

また、環境に配慮した木道設置などのハード面での対応や現場の対応力の向上などソフト面での対応力の強化を図る。

(7) 観光危機管理の対応強化

ア 緊急事態発生時における観光客の安全確保

災害などの有事の発生時における観光客の安全確保について、警察・消防とも連携し、迅速な対応を図る体制や手順、考え方などについて整理した「沖縄県観光危機管理基本計画」及び「沖縄県観光危機管理実行計画」を関係者へ周知する。

また、各地域の観光地に特有の課題等がある場合は、市町村、地域観光協会、当該地域の観光関連事業者及び他分野の事業者等において、それぞれの役割及び対応を明確にし、その内容を関係者間で共有する取組を促進する。

イ 外国人対応の強化

災害などの有事の発生時には外国人などが正確な情報の入手が困難となる可能性があるため、海外市場の積極的な開拓を展開する中で、ICTを活用した迅速な情報提供など、緊急時における外国人対応についても強化を図る。

また、滞在中の救急医療の対応のほか、事件、事故等の防止及び被害の低減を図るため、安心・安全に関するガイドブック等による情報提供、医療機関、警察等関係機関との連携による外国人対応施策の検討等を行う。

ウ 緊急事態発生後における観光客への支援

災害などの有事の発生時における観光客の安全確保がなされた後に観光客を安全に元の居住地へ帰すまでの体制や手順について確認を行う。

また、各関係者間の役割分担や備蓄の確認、観光客に必要な対応について整理し、観光客の帰宅支援等を着実に実施する。

エ 誘客にかかる緊急対応

災害や感染症の流行、風評被害など、誘客に関わる大きな外部影響があった際に、緊急プロモーションの展開等、迅速で柔軟な対応が実施できる体制を構築する。

オ 緊急事態発生後における事業者の事業継続支援

災害などの有事の発生時や誘客にかかわる大きな外部影響があった際に沖縄を訪れる観光客の減少による県内観光事業者の経営への影響を想定し、事業者による事業継続計画（BCP）^{※10}の作成などを支援する。

※10 事業継続計画（BCP）

：事故や災害が発生した際に、「いかに事業を継続させるか」もしくは「いかに事業を目標として設定した時間内に再開させるか」についてさまざまな観点から対策を講じる、そのための計画のこと。観光分野でも近年、自然災害だけでなく、予測困難なリスクとして、SARSのまん延や同時多発テロが発生するなど、事業継続計画の策定や適用が求められる状況が増えている。

3 観光産業の安定性確保

(1) 観光収入の確保

ア 県内消費額の向上

観光客の県内消費額の向上を図り、観光収入を確保する。魅力的なプログラムやサービス、食、お土産品の開発など新たな需要創造による消費の喚起や富裕層などの取り込みにより、平均消費額の向上を図る。

イ 滞在日数の増加促進

滞在メニューの多様化及び充実を図るほか、離島やリゾート、まちなかにおける滞在スタイル、長期滞在の仕方のイメージなどを提示し浸透させることにより、長期滞在の魅力を発信し、平均滞在日数の増加を促進する。

ウ 観光客数の安定確保

閑散期における誘客プログラムの開発等により、観光客数の一層の平準化を図り、年間を通して安定確保することで観光収入を確保する。また、観光客の多数を占める国内観光客の安定確保を絶対条件として、戦略的に海外市場の開拓を推進する。

(2) 関連産業への波及効果の増大

ア 域内調達の促進

観光産業における域内調達^{*13}を促進することにより、観光による県全体への波及効果の増大を図る。

また、県産品の利用や地産地消の促進、県内事業者の活用などにより、域内調達を促進する。

イ 産業間の連携強化

農林水産業、製造業、情報通信関連産業などの他産業との連携を強化し、波及効果の増大を図る。

また、観光産業と他産業を繋ぐコーディネート機能を強化し、沖縄独自の観光商品・サービスの開発を促進するとともに、体験型農業観光の推進、食の魅力発信、ものづくり産業との連携による魅力ある観光土産

品の開発・販売を促進する。

なお、シェアリング・エコノミー^{※12}といわれる新たなビジネスモデルについては、法令上の位置づけや整理を踏まえ、関係者と連携して活用の方向性を検討していく。

(3) 雇用の維持・確保

ア 地域雇用の促進

県民の雇用創出と県全体への経済波及効果を増大させるため、観光産業に有用な人材を県内で育成する。

また、県内の観光関連の教育機関への支援強化や、県内観光事業者の持つ人材育成ノウハウを地域へ還元する仕組みなどを通して、観光産業の専門人材の育成・供給を促進するとともに、観光事業者が地域雇用の促進する仕組みを検討する。

イ 産業規模の維持・拡大

産業規模を維持・拡大するため、観光産業の経営支援の検討や、沖縄観光全体の魅力向上に資する質の高い観光事業者の誘致、新規参入の育成・支援などについて検討する。

ウ 季節変動の平準化

観光事業者の安定経営と観光従事者の安定的な職場環境確保のため、観光客受入における季節変動の平準化を図る。

また、海の魅力を核とした従来の夏季の需要に加えて、陸域資源の活用や文化コンテンツの活用、さまざまなツーリズムの展開、イベント及び年中行事を活用し、オフシーズンの需要を喚起する。

エ 雇用環境の改善と量的確保

沖縄の観光産業従事者の社会的な地位向上に向けて、観光事業者が従業員に対して、研修制度の明示やキャリアパス^{※13}の提示などが実施できるよう普及啓発を行うとともに、観光産業の雇用環境の改善と安定的に質の高い雇用の確保が可能となる体制の構築を図る。

併せて、観光従事者の量的確保に向けた取組みについて、雇用関係機関や観光事業者と連携を図りながら実施する。

(4) 責任ある産業体形成

ア 自然・文化資源の保全

沖縄における観光産業が責任ある産業として県内での認知を高めるとともに、国内外の観光客に対して責任ある姿勢を示していくために、県内の自然・文化資源の保全に積極的に関与し、その取り組みの内容を情報公開する仕組みづくりを推進する。

また、観光活動による悪影響を低減するだけに留まらず、観光活動によって積極的に自然・文化資源が保全される仕組み作りについて検討し、県民及び観光客への周知を図りながら、県民と観光客からの関与・参画を促進する。

イ 乱開発の未然防止

関係者参画の下で乱開発を未然に防止する。

また、県内外からの投資促進を図ることにより観光産業及び県経済の振興に資するとともに、自然・文化資源の保全と地域社会、経済への貢献等に配慮して、県全体及び地域のバランスにあった開発・投資が行われるための対応策を検討する。

※11 域内調達

：一定の区域内で、必要となる原材料や部品を取りそろえること。
通常、観光客の消費による経済波及効果は「観光客数×消費単価×域内調達率」により決定されるため、県内における波及効果を高めるためには、土産品や食材などの原材料調達を県内でまかなう割合を高めていくことが有効な手段となってくる。

※12 シェアリング・エコノミー

：典型的には個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービスであり、貸主は遊休資産の活用による収入、借主は所有することなく利用できるというメリットがある。

例：空き部屋や不動産等の貸借をマッチングするサービスや移動ニーズのある利用者とドライバーをマッチングさせるサービス。

※13 キャリアパス

：長期的視点から見た企業内での職種や役職の経歴、道筋のこと。職種等に応じたキャリアパスのコースを企業側が職員に示すことで、目標設定、将来設計がしやすくなり、職員の勤務意欲が向上するとされている。また、転職時等に自らの経験及び能力を示す視点から、一連の業種の中での職歴のことを指すこともある。

4 効果的なマーケティング

(1) 迅速性の高い市場調査と適切な分析

ア 市場調査の実施

常に変動する国内外の市場の動向をタイムリーかつ正確に把握し、より効率的かつ戦略的なマーケティングへと繋げる。

また、既存の市場調査をベースとしながら、国際標準の市場調査を参照し、今後の沖縄観光にとって重要となる調査項目について検討を行い、必要な項目について継続的に市場調査を実施する。

イ 有用性の高い分析

統計情報の精度及び迅速性を高めるとともに、市場調査の結果について、各種施策の効果的な実施に反映させる上で有用性が高い分析を行う。

また、各統計情報の取り纏めに際しては、県内の関係者が認識を共有し、迅速に行動に移せるための分かりやすさと継続性に配慮する。

ウ 迅速な情報公開

市場調査・分析をもとにした施策が、競合する観光地に対して優位に展開できるよう可能な限り迅速に、県内観光事業者等へ調査・分析結果の公開を行う。

(2) 戦略的な市場開拓

ア 国内観光客の安定確保

多数を占める国内観光客について、今後も安定的に確保するための市場の選択と開拓を行う。

また、人口減少社会を迎えた日本の社会構造の変化への適切な対応を念頭に、沖縄を訪れたことのない層に沖縄の魅力をアピールするとともに、中高年層、若年層の需要を促して新規市場を開拓するほか、観光客の満足度を高めて更なるリピーター層の獲得に繋げる。

これらに加え、新たな客層として富裕層と、県外空港から国内線を利用して沖縄県へ来訪する外国人観光客（国内トランジット外国人客）をターゲットとして位置づけ、誘客活動を展開する。

イ 海外市場の戦略的開拓

市場分析に基づき戦略的に海外市場の拡大を図る。特に中国本土や香港、台湾、韓国などからの誘客を中心としながら、東南アジア地域や欧米、豪州、ロシアなど長期滞在型リゾート需要や海外富裕層をターゲットとして位置づけ、定期航空路線の誘致やクルーズ市場の戦略的な開拓など効率的な誘客とそのための支援を実施する。

(3) 沖縄観光のブランド構築

ア ブランド戦略の策定

世界水準の観光リゾート地として国内外から観光客を誘致していくにあたっては、県内における基盤・環境整備及びコンテンツの魅力向上を図るとともに、適切かつ効果的に沖縄観光の魅力・姿勢（世界観）をターゲット市場に伝えるコミュニケーションが重要となる。

そこで、関係者一丸となって売り出すために策定した「沖縄観光ブランド」の定着を図る。

イ ブランドの運用

ブランド構築は一環・継続した取組が必要な一方で、変容する市場の動きに合わせて見直しを図っていくことも重要となる。常にブランドの価値を維持するために、管理体制の構築、ブランド価値の評価・検証の仕組みづくりを行い、効果的な運用を行う。

ウ ブランド・マーケティングの展開

沖縄観光ブランドを適切かつ効果的にターゲット市場に伝えるためのプロモーションを実施する。各種媒体でのブランド・マーケティングを市場に合わせた効果的な方法を使って浸透を図るとともに、観光客が沖縄を訪れた際の受入においてもブランドを重ねて伝えていくことにより、沖縄観光の魅力と姿勢（世界観）の浸透を図る。

(4) 実効性あるプロモーション

ア 市場ごとの適切なプロモーション内容の検討

新たな沖縄観光ブランドに基づいて、ターゲット市場とした市場ごとにそれぞれの国・地域の価値観や観光ニーズ等に応じた適切なプロモー

ション内容を検討する。

イ きめ細やかな誘客活動の実施

プロモーションの実施については、(一財)沖縄観光コンベンションビューローや(公財)沖縄県産業振興公社の海外事務所を活用するほか、姉妹都市を展開する市町村、海外県人会組織、国際交流団体等との連携や役割分担を行い、市場ごとにきめ細やかな誘客活動を実施するとともに、定期的に効果的なプロモーションのあり方について検証を行う。

5 推進体制の再構築

(1) 協働の場づくり

ア 観光関係者の協働

NPO やボランティア団体も含めた観光関係者の協働体制を今以上に強化していくことにより、沖縄観光の一体性・一貫性を持った、実効性ある形での振興を図る。

また、観光関連の計画遂行における役割の明確化と整理を行い、関係者が共有できる将来像と将来像実現のための道筋を明確に示す。

さらに、観光関係者が常に情報を共有し、課題と今後の方向性について議論するための、公的な協議の場の設置検討などを行い、産学官一体となった沖縄観光の推進を実現する。

イ 地域間の協働

地域の特性に応じた観光振興を図ると同時に、広域圏での連携や中核拠点と各地域間の連携など、地域間での協働を促進する。

また、主体的かつ持続的な発展を目指す地域が連携した観光地域づくりに向けた取り組み（DMO^{※14}の組織化）を推進する。

さらに、県行政と市町村行政間での情報共有と協議の取組を引き続き行うほか、メリハリある県観光の実現及び県全体のバランスを保ちながら各地域の方向性を検討する。

ウ 他分野との協働

他産業との連携強化により観光による波及効果の増大を目指すとともに、他分野と積極的に協働し、より効果的な成果を得ることを目指す。

さらに、農林水産業による観光振興や観光を活用した農林水産業振興、環境保全に貢献する観光や観光を活用した環境保全など、分野別に取り組みされている施策の一体的推進を図るため、分野を越えた協議の場や、プラットフォーム^{※15}などの設置に向けた検討を行う。

(2) 県民との共創による観光まちづくり

ア 観光産業に対する県民理解の促進

観光産業がもたらす県経済への波及効果などを県民にわかり易く発信し、観光の意義や効果について県民の理解を促進する。

イ 地域における観光まちづくりの実践

誰もが暮らしやすく、訪れたい観光地を形成するため、各地域の観光地づくりにおいて、継続的に地域のあり方を議論する場づくりを行い、地域住民の参画を積極的に促し、県民目線での観光まちづくりを実践する。

ウ 観光政策への県民の参画促進

政策決定の過程において、県民の参画を促進するとともに、政策決定における検討委員会や県民委員の登用やパブリックコメントの効果的な実施、日頃から県民からの観光に対する意見を吸収できる仕組みづくりなどを推進する。

エ 観光教育の推進

次世代を担う児童生徒に対し、沖縄における観光産業の重要性について理解を深め、魅力ある職業の一つとしての認識を促し、観光客を温かく迎え入れるホスピタリティの醸成を促進する。

オ 県民観光の促進

県民の県内旅行を促進し、自然や文化など郷土の魅力の再発見を通して、その保全と継承、ホスピタリティの向上を図るとともに、沖縄観光の市場の多様化を促進する。

(3) 客観指標に基づいた政策決定

ア 指標となる候補の検討

各種政策及び施策の成果を検証し、沖縄観光の現況を判断するとともに、改善の方向性を関係者が共有する際の、客観的な根拠となる指標の開発を行う。

また、達成すべき目標を明確にし、候補となる指標を改めて検討する。

イ 指標のモニタリングによる実効性の確認

候補に挙げた指標が、実用に足るかどうかを判断するために、一定期間の計測・モニタリングを行い、その精度や測定難易度及びコストパフォーマンスなどから有効性を検証する。さらに、これまで国外で実施されている多くの指標やモニタリングを先駆的に取り入れることにより、観光振興に対する姿勢を明確にし、国際競争力の強化を図る。

ウ 指標の運用による観光振興への活用

政策及び施策と指標を関連付けて、目標となる値（及び範囲）を設定する。

また、その達成を目標とした関係者一丸となった実行体制を構築し、目標値（及び範囲）から実情が外れた際には、指標と指標値の設定もしくは政策・施策に問題があると判断し、その要因を明らかにすることで、課題解決に向けた方策について検討する。

※14 DMO (Destination Management/Marketing Organization)

: 地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

※15 プラットフォーム

: もともとは土台、基盤のこと。転じて、特定の目的の実現のために必要な主体が効率的かつ迅速に連携して、協力しあうための枠組みを指して使われるようになっている。

V 圏域別の基本方向

観光振興に関する圏域別の基本方向については、本計画の上位計画である沖縄21世紀ビジョン基本計画の「第5章 圏域別展開」を踏まえ、整理したものである。

また、圏域別における施策の展開については、地域特性を踏まえながら本計画に掲げる施策の基本方向に沿って展開する。

(1) 北部圏域

【主な特性】

本圏域は、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町から北の沖縄本島北部とその周辺離島から形成されている。緑豊かな山々が連なるやんばるの森は、沖縄本島の重要な水源地であるとともに、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の貴重な動植物が生息・生育している。さらに、北部3村（国頭村、大宜味村、東村）においてやんばる国立公園が新規指定されるとともに、同地域が西表島、鹿児島県奄美大島及び徳之島とあわせ世界自然遺産の候補地となるなど、優れた自然環境を有している。

また、沖縄海岸国立公園に指定されている西海岸地域では多くのリゾートホテルが建ち並び、沖縄を代表する観光リゾート地を形成している。さらに、第二尚氏王統発祥地である伊是名島や世界遺産に登録された今帰仁城跡、大宜味村喜如嘉の芭蕉布等、歴史的・文化的に優れた資源を有している。

【展開の基本方向】

多様で個性豊かな自然環境を活用したエコツーリズムや、民泊など体験・参加型観光の取組による地域特性・地域産業と密接に連携した観光スタイルなどの充実を促進するとともに、金武湾の特性や自然、文化を活かした健康保養をテーマとした滞在型観光や海洋レジャーなどの取組を促進する。

また、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区については、同地区の拠点機能の充実に向け、新たな観光ルートの形成など各地域や関係機関と連携した取り組みを促進する。

さらに、ブセナ地区や恩納村海岸線に代表される西海岸地域、カヌチャ地域等のリゾート施設と万国津梁館の活用や、沖縄科学技術大学院大学をはじめ県内外の研究教育機関等と連携した学術会議などのMICEを推進するほか、圏域内の歴史・文化遺産等を生かした他圏域との広域的な連携による多様な周遊ルート開発を促進する。

あわせて、沖縄を代表する観光リゾート地としての沿道景観整備やまちなみ景観創出など、地域にふさわしい個性豊かな風景づくりを進め、観光イメージや地域の魅力向上を図る。

本部港では、国際クルーズ拠点的形成するため、官民連携によって20万トンのクルーズ船の受入れに向けたハード・ソフト両面の取り組みを促進する。

(2) 中部圏域

【主な特性】

本圏域は、9市町村で構成され、沖縄本島中央部に位置している。県下第二、第三の人口規模をもつ沖縄市、うるま市があり、都市機能が集積しているほか、西海岸を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートが形成されている。

また、世界遺産の中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡等の重要な文化財を有するほか、沖縄市を中心に、戦後、伝統文化と異文化が融合した独特の「チャンプルー文化」を醸成してきた。

【展開の基本方向】

国際色豊かな独特のチャンプルー文化が根付いた沖縄市を中心として、音楽・芸能を活用した観光・レクリエーション拠点の形成を促進する。

宜野湾市から読谷村に至る西海岸地域においては、リゾートホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ、レクリエーション等施設の集積を生かし、国際色豊かな観光・MICEリゾートとしての都市ブランド力の強化を促進する。

東海岸地域では、中城湾港泡瀬地区において環境保全に十分配慮し、東部海浜開発を推進し、海洋レクリエーション機能を有した東部海浜開発事業の導入を推進するとともに、クルーズ船の受入体制の強化やスポーツコンベンション拠点の形成を図る。

また、環金武湾地域においては、金武湾の特性を生かした海洋レジャーなどの取組を促進する。

これらに加え、中城湾港マリンタウン地区に建設予定の大型MICE施設については、着実に整備を進めるとともに、地域との連携による効果的な施設運営を行う。

さらに、沖縄本島東海岸における観光地形成を強化し、宿泊施設、商業施設等の立地促進、交通アクセスの改善等に取り組む。あわせて、大型国際見本市・展示会をはじめとする各種MICEの地元自治体と連携した誘致体制を強化するとともに、地元事業者等によるユニークベニュー開発などMICE関

連ビジネスの振興に取り組む。

(3) 南部圏域

【主な特性】

本圏域は、周辺離島町村を含め15市町村で構成されており、本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっている。

一方で、那覇市より南では農村地域が広がり、さらに久米島、粟国島、渡名喜島、南・北大東島、慶良間諸島などの島々を包含し、近郊都市地域、農村・漁村地域、離島地域という多様な地域構造を有している。

【展開の基本方向】

糸満市から浦添市に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進する。

本島東南部の与那原町から南城市、八重瀬町に至る地域では、海洋性レクリエーション施設等を活用した新たな観光リゾート空間の形成を促進する。

また、中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型 MICE施設については、着実に整備を進めるとともに、地域との連携による効果的な施設運営を行う。また、沖縄本島東海岸における観光地形成を強化し、宿泊施設、商業施設等の立地促進、交通アクセスの改善等に取り組む。さらに、大型国際見本市・展示会をはじめとする各種MICEの地元自治体と連携した誘致体制を強化するとともに、地元事業者等によるユニークベニュー開発など MICE関連ビジネスの振興に取り組む。

さらに、琉球王国のグスク及び関連遺産群や自然及び文化を生かした体験・滞在型観光等、地域産業と密接に連携した新たな観光スタイルの創出を図るとともに、南部各地で開催されるスポーツ大会、各種イベント等の充実を図る。

離島地域においては、ダイビングやホエールウォッチングに代表されるブルー・ツーリズム、保養・療養型観光、交流拠点づくりや離島留学など、島々に特有の自然・景観、伝統・文化等の魅力を生かした交流人口の拡大及び農林水産業等地場産業との連携による地域活性化に向けた取組を積極的に推進し、離島ならではの体験・滞在型観光を促進するとともに、離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組む。

(4) 宮古圏域

【主な特性】

本圏域は、独特の平坦な地形からなり、陸域には農用地に囲まれた田園風景や「与那覇・前浜」などの美しい砂浜、沿岸域では美しいサンゴ礁の海が広がっており、観光リゾート産業や農林水産業を基幹産業としながらも、恵まれた自然環境を生かしたマリンスポーツや各種スポーツイベントが盛んな地域である。

また、国の重要無形民俗文化財に指定されているパーントゥや伝統工芸の宮古上布など固有の文化を育んできた。

【展開の基本方向】

砂山などの美しい砂浜や通り池など有数のダイビングスポットに代表される恵まれた自然環境、景観を生かした海洋レジャー、自然観察など多様な取組を促進する。

全日本トライアスロン宮古島大会等のスポーツイベントなど島々の特性に応じた各種イベントの充実を図り、スポーツアイランドの形成など本圏域ならではの特色ある取組を促進する。

また、地下ダムや自然エネルギー施設など産業観光施設、地域内の歴史・文化資源、マンゴーに代表される熱帯果樹などの農林水産物、地域のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイルの創出を促進する。

宮古圏域の空港（宮古空港・下地島空港）については、空港施設の整備を図ることにより、国際線の受入機能を強化するほか、国内外への路線拡充に向けた取組を促進する。

さらに、平良港については、国際クルーズ拠点を形成するため、官民連携によって14万トンクラスのクルーズ船の受入れに向けたハード・ソフト両面の取組を進める。

併せて、国内外からの観光客の増大に対応するため、観光地形成促進地域制度を活用した民間施設の整備促進、通訳案内サービスの向上などの受入体制の強化に取り組み、観光客の満足度向上に努める。

また、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組む。

(5) 八重山圏域

【主な特性】

本圏域は、県内最高峰の於茂登岳を擁する石垣島、広大な原生林やマングローブ林が存在する西表島など大小32の島々からなる島しょ地域であり、石垣島や世界自然遺産候補地でもある西表島、さらにその周辺海域等が本県唯一の国立公園に指定されており、多様性に富んだ優れた自然環境を有している。

また、八重山上布・ミンサーや与那国織等の工芸など、独特の伝統文化が育まれ、豊かな自然環境や魅力的な歴史的・文化的特性を有する本県の代表的な観光リゾート地域の一つである。

【展開の基本方向】

石西礁湖をはじめ世界有数といわれるサンゴ礁域や西表島の広大な原生林・マングローブ林など多様性に富んだ自然環境の活用を図り、エコツアーリズムなどを促進する。

また、トゥバラーマ大会等の民俗芸能イベントや石垣島トライアスロンなど島々の特性に応じた各種イベントの充実を促進し、地域内の歴史・文化資源、熱帯果樹などの農林水産物、住民のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイルの創出を促進する。

さらに、昔ながらの美しい集落景観など、島々の特性や豊かな自然、伝統文化等を生かした周遊ルートの多様化を促進する。

石垣港では、国際的な観光リゾート地としての基盤強化を図るため、海外からの大型旅客船に対応した岸壁等の整備を促進する。また、新石垣空港については、国内外への路線拡充に向けた取り組みを促進するとともに、国際線ターミナルビルの拡充、出入国手続（C I Q）の円滑化など国際線の受入機能を強化する。

あわせて、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組む。

VI 成果の測定

長期計画の実施にあたっては、同じビジョンの達成に向けた、県民をはじめとした観光関係者、行政などの責任感を伴った取組と協働が重要となる。

一方で、さらに効果的に計画を推進していくためには、取組の監視と評価を継続的に行い、その結果に基づいた取組内容の正しい方向への調整が求められる。

そこで、本計画に関して、以下のような成果指標の設定及び計画の見直しスキームを設定する。

1 成果指標

「世界水準の観光リゾート地」といった将来像を実現するにあたって設定した4つの達成イメージに対して成果指標を設定し、本計画に基づいた取組の実施によってどこまで達成に近づいているか、関係者で情報を共有しながら監視と評価ができるようにする。

そのため、経済（観光産業）、観光客、県民、環境、マネジメントの各分野にわたる40項目を設定した指標である「沖縄観光成果指標」の設定により、沖縄観光の現況を客観的・定量的に把握し、県民や観光事業者、市町村等の関係機関で共有する。

なお、各指標については、計画を進めながら指標の検証並びに再設定の必要性などを検討していく。

また、成果指標の目標数値についても、将来的な入域観光客数1,200万人の目標を鑑みながら、指標ごとに検討、設定をしていくものとする。

2 計画の見直しスキーム

長期計画においては、その実施中における外部環境及び内部環境の変化や諸要因によって、進捗状況や成果において予定と相違を生じることが想定される。

そのため、成果指標の監視と評価の結果に基づき、沖縄21世紀ビジョン基本計画の見直しと連動して、本計画の見直し作業を行うものとする。

—参考資料—

- 1 沖繩県観光振興基本計画改定（案）諮問書
- 2 沖繩県観光振興基本計画改定（案）答申書
- 3 沖繩県観光審議会委員名簿
- 4 沖繩県観光振興条例
- 5 沖繩県観光審議会規則

1 沖縄県観光振興基本計画改定（案）諮問書

沖縄県諮問文第2号

沖縄県観光審議会

第5次沖縄県観光振興基本計画 改定（案）について（諮問）

沖縄県観光振興条例第7条3項の規定により、第5次沖縄県観光振興基本計画改定（案）について諮問します。

平成28年12月27日

沖縄県知事 翁長 雄志

2 沖縄県観光振興基本計画改定（案）答申書

県 観 審 第 1 号
平成 29 年 3 月 7 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県観光審議会
会長 上地 恵龍

第 5 次沖縄県観光振興基本計画改定（案）について（答申）

平成 28 年 12 月 27 日付け沖縄県諮問第 2 号で沖縄県観光審議会に諮問のあった第 5 次 沖縄県観光振興基本計画改定（案）について、別添のとおり答申いたします。

なお、計画の推進にあたりましては、下記の事項について十分留意して頂くよう要望いたします。

記

1. 本審議会の審議の過程で多岐にわたる提案がなされており、その趣旨を踏まえ、今後の行政運営において生かされるよう要望いたします。
2. 計画の実効性を確保するため、新たな目標達成に向けた施策の工程表である「沖縄観光推進ロードマップ」に本計画の取り組みを反映させ、効率的で効果的な観光行政を推進するよう要望いたします。
3. 計画についての県民や観光事業者等の理解を深め、共通の活動指針とするため、広く周知を図られるよう要望いたします。

3 沖縄県観光審議会委員名簿

	氏名	所属・職名	専門分野
1	<small>ウエチ ケイ リュウ</small> 上地 恵龍	琉球大学観光産業科学部観光科学科教授	学術
2	<small>キナ タケノブ</small> 喜納 武信	(公財)沖縄県体育協会副会長	スポーツ関連団体
3	<small>ゴウダ ノリオ</small> 合田 憲夫	(一社)沖縄県バス協会会長	運輸(2次交通)
4	<small>コンドウ ヒロユキ</small> 近藤 博之	全日本空輸(株)沖縄支社 支社長	運輸(1次交通:空路)
5	<small>スキモト ケンジ</small> 杉本 健次	株式会社JTB沖縄 代表取締役社長	旅行業
6	<small>タイラ チョウケイ</small> 平良 朝敬	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー 会長	観光関連団体
7	<small>タケシ</small> 澤岬 カズ子	(公社)沖縄県工業連合会 理事	製造業
8	<small>ヒサヤマ シノブ</small> 久山 志信	タピック沖縄株式会社 観光部門統括ジェネラルマネージャー	観光施設
9	<small>フクオカ タカシ</small> 福岡 卓	(一社)日本旅行業協会沖縄県支部 支部長	旅行業
10	<small>ホウ イケ マナブ</small> 坊池 学	イオン琉球(株) 代表取締役社長	小売・流通業
11	<small>マエダ ヒロコ</small> 前田 裕子	株式会社 前田産業ホテルズ 代表取締役社長	宿泊業
12	<small>マツダ ヨシタカ</small> 松田 美貴	(有)沖縄シップスエージェンシー 代表取締役	運輸(1次交通:海路)
13	<small>ミヤザト イチロウ</small> 宮里 一郎	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長	観光関連団体
14	<small>ワタナベ カツ マ</small> 渡部 勝磨	日本航空(株) 沖縄支店 支店長	運輸(1次交通:空路)
15	<small>ワタナベ カツエ</small> 渡邊 克江	沖縄第一ホテル	食・文化関連団体

(敬称略)

*任期：2年（「沖縄県観光審議会規則」第4条）、
平成28年12月27日～平成30年12月26日

*委員数：15名（「沖縄県観光審議会規則」第2条）

4 沖縄県観光振興条例

沖縄県観光振興条例 *一部抜粋

沖縄県観光振興条例

昭和54年12月25日
条例第39号

改正 平成4年3月31日条例第27号
沖縄県観光振興条例をここに公布する。

沖縄県観光振興条例

観光は、文化の交流を促進し、国内及び国際社会の相互理解を増進するとともに、経済の発展と生活の安定向上に寄与するものであり、平和と豊かさを象徴するものである。

したがって、観光の発達は、美しい豊かな郷土を創出し、恒久の平和と文化的な生活を享受しようとする我々が絶えず希求してやまないところである。

幸いにして、本県は、我が国唯一の亜熱帯地域として特有の自然景観に恵まれ、また、近隣諸国との長い交流の歴史によつて育まれた独特の文化を有している。これらの優れた資源を活用し、広く国民的更には国際的な観光及び保養の場を整備することは、すなわち本県の特性を生かすみちである。

しかしながら、現状は、本県の観光がその特性を生かすための基盤の整備及び環境の形成は必ずしも十分とは言えない。我々は、長期的かつ総合的な視点に立つて本県の観光の進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に努めなければならない。

ここに、我々は、観光の意義と本県の特性を深く認識し、観光の振興によつて真に美しい豊かな郷土の創出に最善の努力を払うことを誓い、この条例を制定する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、観光の振興に関し基本となる事項その他必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、観光の振興を図るための基本的かつ総合的な施策を講じなければならない。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、当該市町村の区域の自然的社会的諸条件に応じて、観光を振興するための施策を講ずるとともに、県の観光の振興に関する施策に協力するものとする。

(観光事業者の責務)

第4条 観光に関する事業を営む者（以下「観光事業者」という。）は、観光の意義を正しく認識して事業活動を行うとともに、県及び市町村の観光の振興に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、生活環境の美化及び親切な応対に自ら努めるとともに、県及び市町村の観光に関する施策に協力しなければならない。

(地域開発計画等における配慮)

第6条 県、市町村及び地域の開発及び整備に関する事業を行う者は、地域の開発及び整備に関する事業の計画及びその実施に当たっては、観光の振興に寄与するよう配慮しなければならない。

第2章 観光振興基本計画

(観光振興基本計画)

第7条 知事は、観光の振興に関する基本的な方向を明らかにした計画（以下「観光振興基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 観光振興基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光の振興に関する基本方針
- (2) 観光の基盤の整備及び環境の形成に関する基本計画
- (3) その他観光の振興に関する基本的な事項

3 知事は、観光振興基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県観光審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 前項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

5 沖縄県観光審議会規則

沖縄県観光審議会規則

沖縄県観光審議会規則

昭和47年11月 2日
規則第174号

改正 昭和48年 5月14日規則第39号 昭和54年 7月31日規則第35号
昭和58年 3月31日規則第15号 平成元年 3月31日規則第15号
平成11年 3月16日規則第13号 平成17年 3月31日規則第60号
平成23年 3月31日規則第27号

沖縄県立自然公園審議会規則をここに公布する。

沖縄県観光審議会規則

題名改正〔昭和48年規則39号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)第2条の規定に基づき、沖縄県観光審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和48年規則39号〕

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

一部改正〔昭和48年規則39号・平成17年60号〕

(委員の任命)

第3条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関職員のうちから知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、非常勤とする。

一部改正〔平成23年規則27号〕

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集、定足数及び議決)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

一部改正〔平成23年規則27号〕

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

一部改正〔平成23年規則27号〕

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化観光スポーツ部観光政策課において処理する。

一部改正〔昭和54年規則35号・58年15号・平成元年15号・11年13号・17年60号・23年27号〕

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

一部改正〔平成23年規則27号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年5月14日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年7月31日規則第35号抄)

- 1 この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月31日規則第15号抄)

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日規則第15号抄)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成11年3月16日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第60号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第27号）
この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。